

令和5年度

包括外部監査の結果報告書
(概要版)

「一般廃棄物処理に関する事業に係る財務事
務の執行について」

岡崎市包括外部監査人

公認会計士 香田 浩一

第1	外部監査の概要	4
1	外部監査の種類.....	4
2	選定した特定の事件（テーマ）	4
3	事件を選定した理由.....	4
4	外部監査の対象部署.....	5
5	外部監査の対象期間.....	5
6	外部監査の実施期間.....	5
7	外部監査の方法.....	5
8	包括外部監査人補助者	6
9	利害関係	6
第2	包括外部監査対象の概要	8
1	一般廃棄物処理事業経費の分析.....	8
2	対象業務一覧	18
第3	監査の結果と意見（総括）	19
1	コスト削減.....	20
2	D X 推進	22
3	契約管理及び資産管理の見直し.....	23
4	ごみ処理手数料の改定	25
5	ごみ減量・リサイクル推進.....	26
6	識別した指摘及び意見の一覧	28
第4	監査の結果と意見（個別）	33
1	生ごみ減量化促進補助業務【ごみ対策課】	33
2	資源回収業務【ごみ対策課】	33
3	リサイクル啓発業務【ごみ対策課】	33
4	ガラス工房運營業務【ごみ対策課】	34
5	ごみ減量・リサイクル活動推進業務【ごみ対策課】	34
6	リサイクル業務【ごみ対策課】	35
7	ごみステーション管理業務【ごみ対策課】	36
8	車両更新・整備業務【ごみ対策課】	36
9	ごみ収集業務【ごみ対策課】	37
10	最終処分場維持管理費負担業務【ごみ対策課】	40
11	不法投棄対策業務【ごみ対策課】	40
12	広域ごみ処理施設建設検討業務【ごみ対策課】	40
13	ごみ再生処理促進業務【清掃施設課】	40
14	ごみ処理施設管理運營業務【清掃施設課】	42
15	最終処分場施設整備業務【清掃施設課】	47

1 6 最終処分場管理運営業務【清掃施設課】	47
1 7 廃棄物再生利用施設管理運営業務【清掃施設課】	48
1 8 ごみ焼却施設整備業務【清掃施設課】	48
1 9 ごみ焼却施設管理運営業務【清掃施設課】	49
2 0 し尿処理業務【清掃施設課】	50
2 1 し尿処理施設整備業務【清掃施設課】	50
2 2 現場視察	51
2 3 ごみ処理 手数料の改定.....	55

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

一般廃棄物処理に関する事業に係る財務事務の執行について

3 事件を選定した理由

岡崎市（以下、「市」という。）は、令和2年7月に内閣府から「SDGs 未来都市」に選定されており、令和3年3月に策定した「第2次岡崎市環境基本計画（以下、「環境基本計画」という。）」においても、5つの環境目標をSDGsのゴールとターゲットに結び付け、計画的な施策の実施による目標の達成を目指している。

「環境基本計画」の5つの目標のうち、「【循環型社会】ごみの排出が抑制され、資源やエネルギーが循環するまちに」について、平成26年8月に策定、令和3年3月に改定された「岡崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において、持続可能な循環型社会を形成するために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、ごみの発生抑制・再使用・再生利用に取り組み、三者が一体となって循環型社会の形成を目指すこととしている。

一方、人口減少や少子高齢化により、市税収入の大幅な増加が見込めない状況において、持続可能な行財政運営を行う必要がある中で、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に関する事業の令和4年度当初予算の歳出額は、3,589,442千円であり一般会計歳出予算の約1.8%を占めている。

また、環境部を対象とした包括外部監査としては、平成20年度に「廃棄物対策及びごみ対策に係る事務の執行等について」を取り上げて以来、監査の対象として取り上げられていない。

そこで、一般廃棄物処理に係る財務事務の執行に関して、合規性、経済性、効率性、有効性及び内部統制の視点等を要点として監査を実施するとともに環境施策の取り組み状況を検証することは、有用であると考え、テーマに選定した。

4 外部監査の対象部署

環境部

5 外部監査の対象期間

令和4年度（自：令和4年4月1日 至：令和5年3月31日）

ただし、必要があると判断した場合には、令和3年度以前に遡り、また、一部令和5年度についても対象とする。

6 外部監査の実施期間

自：令和5年5月31日 至：令和6年2月2日

7 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

ア 「一般廃棄物処理（ごみ）基本計画」に基づき適正に実施されているか。

イ 一般廃棄物処理手数料に係る徴収事務は、規則に従い適正に実施されているか。また、手数料の徴収根拠は明確となっているか。

ウ 委託契約の方法は、競争性のある方法を採用しているか。また、設計積算は効率性を加味しているか。

エ 直営収集と委託収集とのコスト面の比較・検討は行っているか。

オ 特殊勤務手当の支給根拠は明確となっているか。

カ 物品管理は規則等に従い適正に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ア 「一般廃棄物処理（ごみ）基本計画」の事業遂行状況の確認
 - イ ごみ処理手数料の調定・徴収表を試査により関係資料と照合
 - ウ 委託契約における契約書、見積価格及び入札状況などの検討
 - エ 一般廃棄物1トン当たりの原価計算の検討、原価計算による分析
 - オ 特殊勤務手当の検討
 - カ 物品の保管管理についての検討及び固定資産台帳の整備、各物品の受払いと在庫管理の把握
 - キ その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施する。
- ※ サンプルチェックに関しては、各手続に関連する資料から無作為にサンプリングを行い、検証を行った。

8 包括外部監査人補助者

岩 田 香 織 （ 公 認 会 計 士 ）
大 野 由美子 （ 公 認 会 計 士 ）
田 中 愛 子 （ 公 認 会 計 士 ）
城 野 沙 織 （ 公 認 会 計 士 ）
安 藤 祥 平 （公認会計士試験合格者）
 （ 行 政 経 験 者 ）

山 口 麻 未
小 沢 佳 美

9 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。
したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、
それぞれ、【指摘】、【意見】として記述し、それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、不当な事項等」

【意見】 「自治体運営の経済性・効率性・有効性、公平性、正確性を踏まえた
結果、改善することが望まれる事項」

第2 包括外部監査対象の概要

1 一般廃棄物処理事業経費の分析

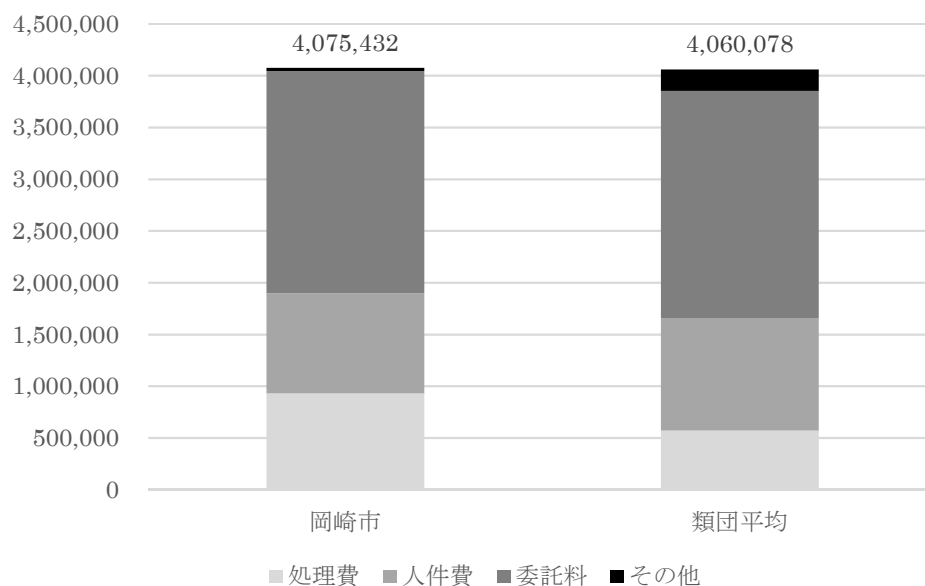
(1) 分析の概要

環境省が公表している令和3年度の一般廃棄物処理実態調査結果を用いて、一般廃棄物処理に係る経費について分析を実施した。

(2) 分析の結果

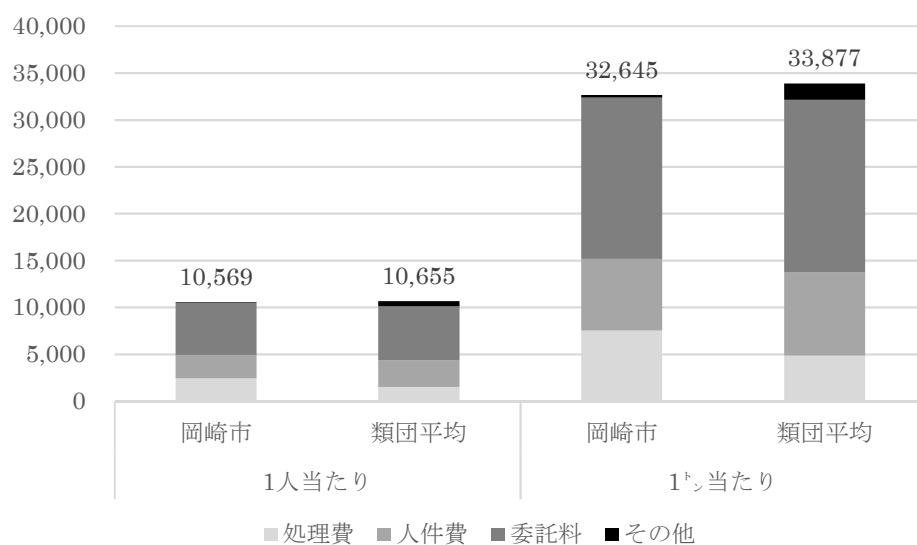
一般廃棄物処理事業経費（一般廃棄物処理に係る収集運搬費、中間処理費及び最終処分費の合計）を比較した結果が【図表2-1-1】である。市は類団平均を15,354千円上回るものの、その差は1%未満でありほとんど同一水準であることが言える。また、1人当たりや1トン当たりの金額で比較した【図表2-1-2】を見ても、同一水準であることが分かる。

【図表2-1-1】一般廃棄物処理事業経費の比較 (単位：千円)



(出所：一般廃棄物処理実態調査結果に基づき監査人が作成)

【図表 2-1-2】 単位当たりの一般廃棄物処理事業経費（単位：円）



（出所：一般廃棄物処理実態調査結果に基づき監査人が作成）

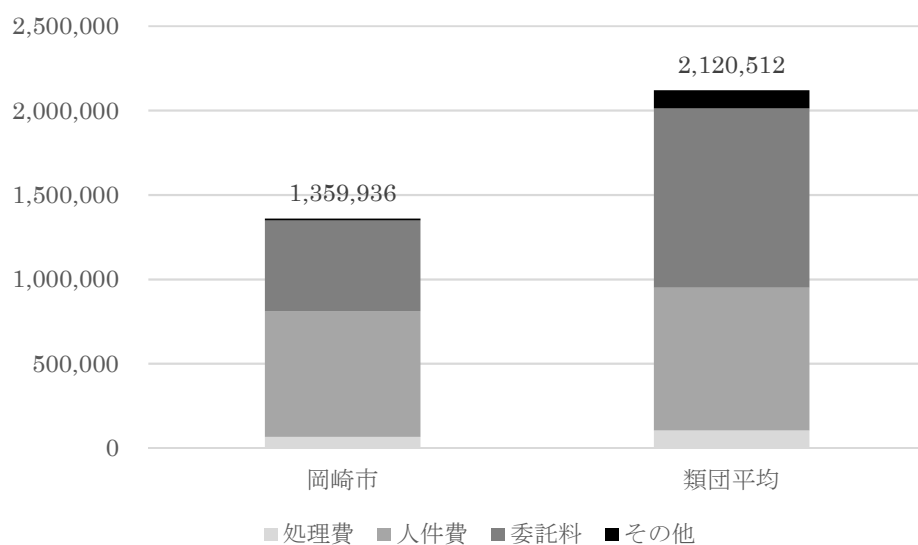
総額では同一水準であったが、次に収集運搬費、中間処理費及び最終処分費に分けて比較を実施した。

ア 収集運搬費の分析

収集運搬費のみに絞って比較した結果が【図表 2-1-3】及び【図表 2-1-4】である。市の収集運搬費は類団平均と比較すると2/3以下であり、低く抑えられていることが分かる。この要因としては、収集が戸別ではなくステーション方式を採用していることで、委託費を類団よりも抑制できていることが考えられる。

【図表 2-1-3】 収集運搬費

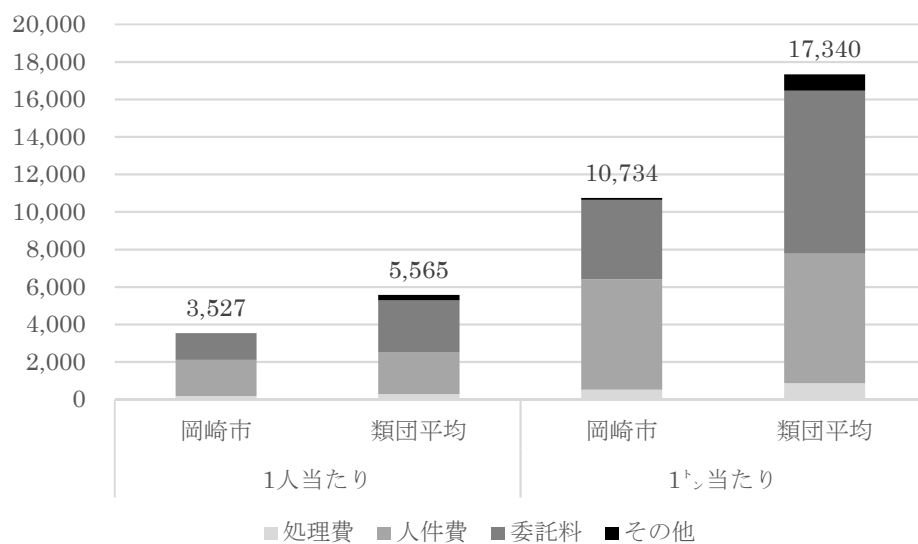
(単位：千円)



(出所：一般廃棄物処理実態調査結果に基づき監査人が作成)

【図表 2-1-4】 単位当たりの収集運搬費

(単位：円)



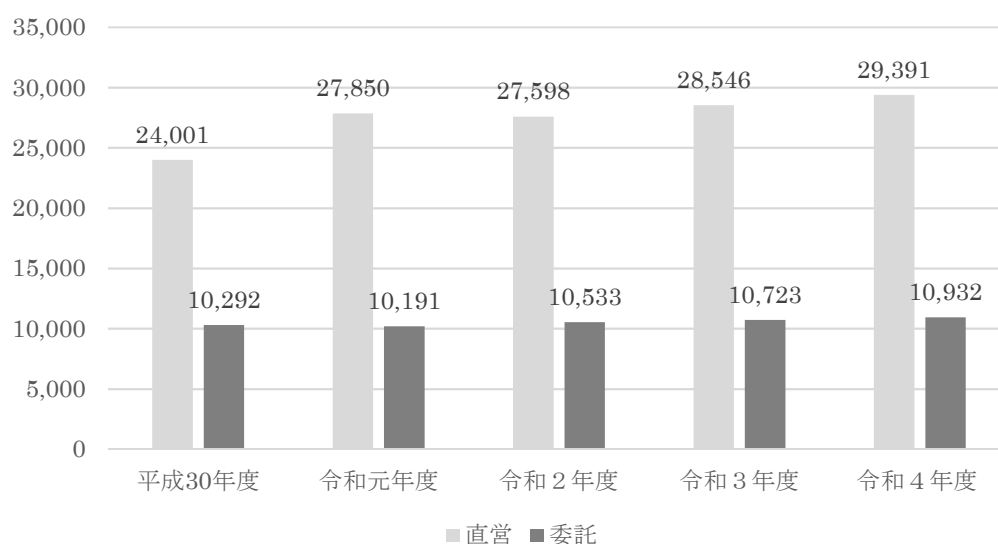
(出所：一般廃棄物処理実態調査結果に基づき監査人が作成)

市は、直営収集と委託収集を行っており、1トン当たりのごみ処理原価は【図表2-1-5】のとおりであり、直営収集の1トン当たりのごみ処理原価は、委託収集の倍以上となっている状況である。

これは、これまでのごみ収集業務の委託化により、【図表2-1-6】のとおり、直営での収集量が減少しているものの、【図表2-1-7】のとおり、経費が減少していないことによるものである。

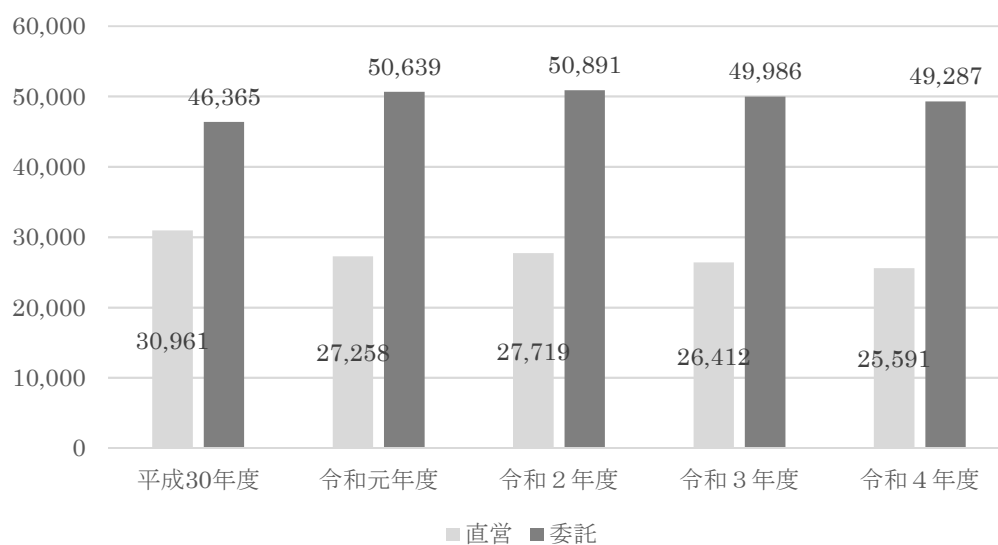
【図表2-1-5】ごみ収集業務にかかるごみ処理原価の推移

(単位：円/トン)



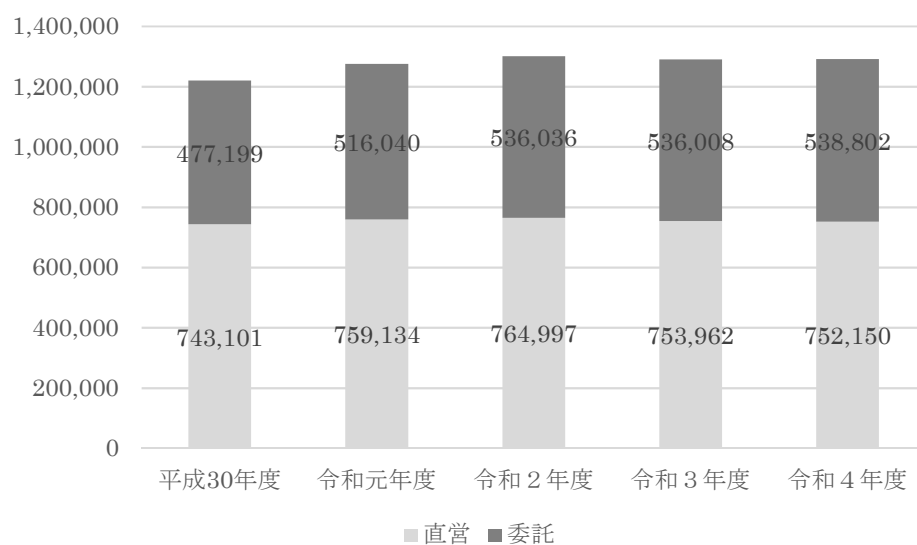
(出所：ごみ対策課作成資料に基づき監査人が作成)

【図表 2-1-6】 ごみ収集業務のごみ収集量の推移（単位：トン）



(出所：ごみ対策課作成資料に基づき監査人が作成)

【図表 2-1-7】 ごみ収集業務にかかる経費の推移（単位：千円）

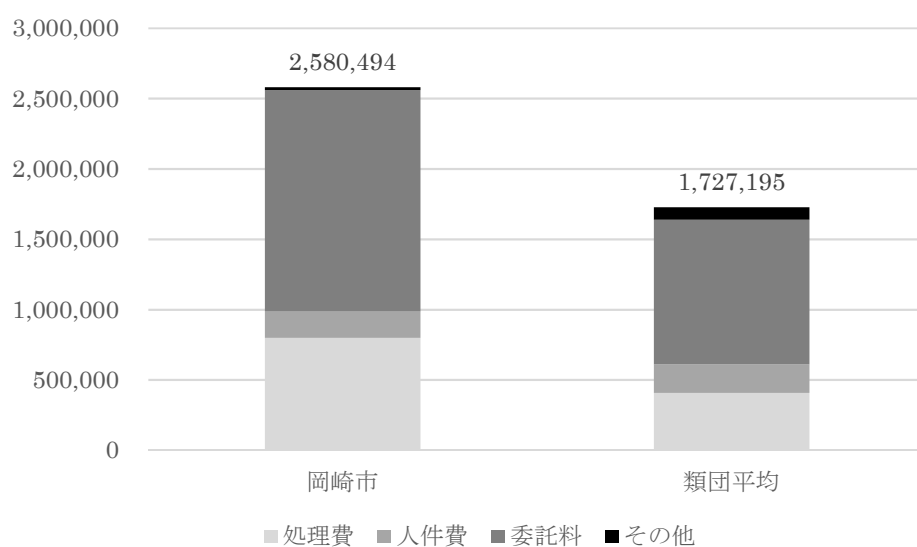


(出所：ごみ対策課作成資料に基づき監査人が作成)

イ 中間処理費の分析

中間処理費のみで比較した結果が【図表 2-1-8】及び【図表 2-1-9】である。市の中間処理費は類団平均と比較すると多くなっていることが分かる。これは、市の中央クリーンセンターがガス化溶融炉により中間処理を行っていることに起因するものとのことである。一般的な焼却炉では灰として残ってしまうようなものも最大 1,800℃の高温で溶融しており、当該委託費及び処理費が類団よりも多くなっている。

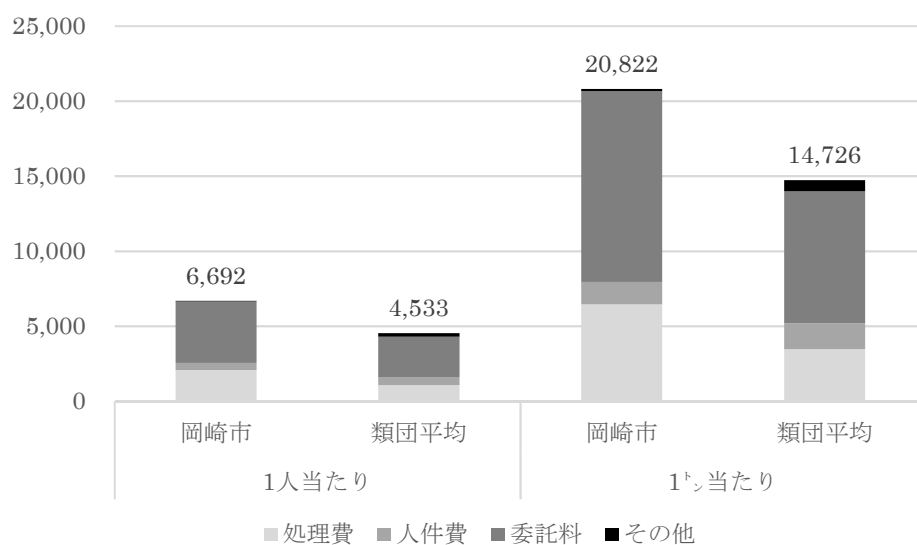
【図表 2-1-8】 中間処理費 (単位：千円)



(出所：一般廃棄物処理実態調査結果に基づき監査人が作成)

【図表 2-1-9】 単位当たりの中間処理費

(単位：円)



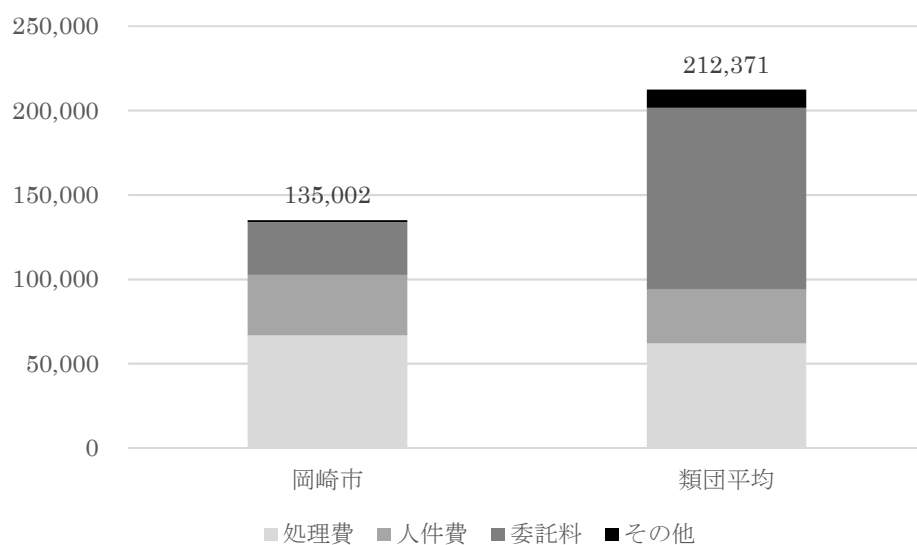
(出所：一般廃棄物処理実態調査結果に基づき監査人が作成)

ウ 最終処分費の分析

最終処分費のみで比較した結果が【図表 2-1-10】及び【図表 2-1-11】である。市の最終処分費は類団平均と比較すると2/3以下となっていることが分かる。これは、中間処理施設がガス化溶融炉を採用していることにより、中間処理後の焼却残渣量が少なくなっていることが主な要因であると考えられる。実際に【図表 2-1-12】による比較では、最終処分に係る処理量は類団平均の半分程度となっている。

【図表 2-1-10】 最終処分費

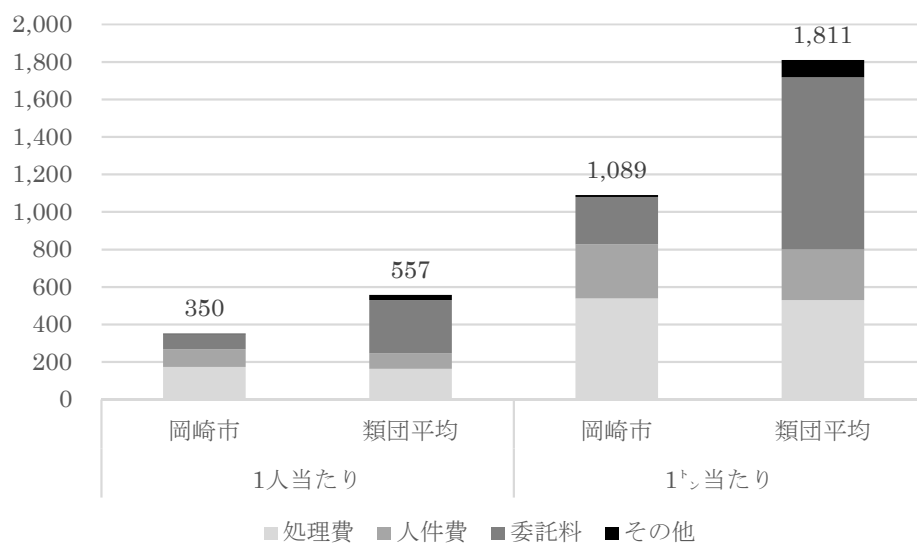
(単位：千円)



(出所：一般廃棄物処理実態調査結果に基づき 監査人が作成)

【図表 2-1-11】 単位当たりの最終処分費

(単位：円)



(出所：一般廃棄物処理実態調査結果に基づき 監査人が作成)

【図表 2-1-12】 中間処理量と最終処分量の比較

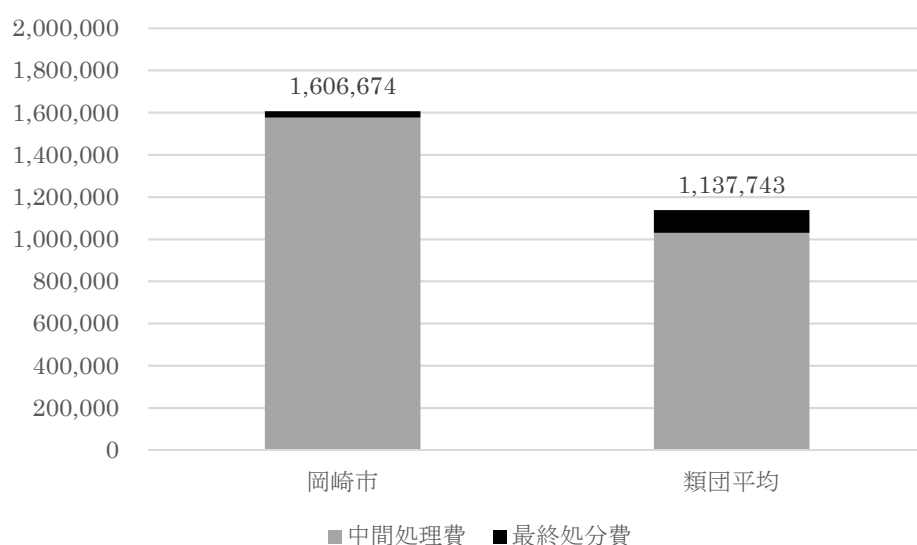
	中間処理量	最終処分量
岡崎市	123,930	6,994
類団平均	117,291	11,080
全国平均	21,349	1,965

(出所：一般廃棄物処理実態調査結果に基づき監査人が作成)

エ 中間処理費及び最終処分費（委託費のみ）の分析

先に述べたように市のごみ処理の特徴として、中間処理施設がガス化溶融炉を採用していることにより焼却残渣量が少ない傾向にあり、最終処分に係る処理量も少ないものとなっている。この点、中間処理費に係る委託料が高額になる分、最終処分費に係る委託料は抑えられているのではないかという仮説の検証のため比較した結果が【図表 2-1-13】及び【図表 2-1-14】である。結果としては、中間処理費に係る委託料が大きい影響を最終処分費に係る委託料で吸収しきれず、類団平均と比較して委託料が多額になっていることが分かる。ただし、中間処理施設がガス化溶融炉を採用したことにより、北部一般廃棄物最終処分場の埋立期間が15年から55年に延びたことによるライフサイクルコストは考慮していない。

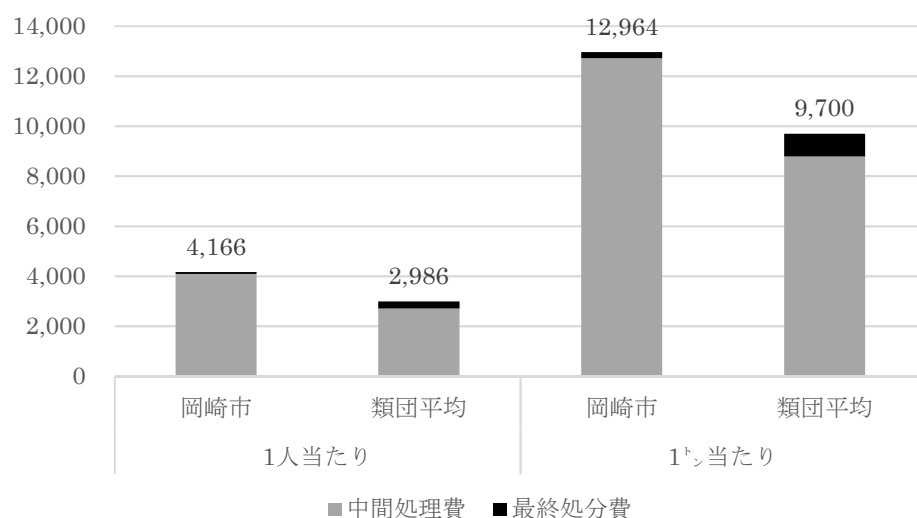
【図表 2-1-13】 中間処理費及び最終処分費（委託費のみ）



(出所：一般廃棄物処理実態調査結果に基づき監査人が作成)

【図表 2-1-14】 単位当たりの中間処理費及び最終処分費（委託費のみ）

（単位：円）



（出所：一般廃棄物処理実態調査結果に基づき監査人が作成）

市には、処理方法の異なる2つの中間処理施設がある。ガス化溶融方式を採用する中央クリーンセンターと、燃焼方式を採用する八帖クリーンセンターである。令和4年度の中間処理に係る委託費金額及び1トン当たりの委託費金額は、【図表2-1-15】のとおりであり、一般的に、燃焼方式よりも、ガス化溶融方式の方が委託費は高額となる傾向にあるが、それ以上に、八帖クリーンセンターの1トン当たり委託費が高額であることが、市の中間処理に係る委託費が類団平均と比較して高額となっている理由であると考えられる。

【図表 2-1-15】 中間処理費（委託費のみ）

施設名称	金額 (千円)	処理量 (トン)	1トン当たり (円)
岡崎市中央クリーンセンター ガス化溶融施設	948,241	96,480	9,828
岡崎市八帖クリーンセンター ごみ焼却施設1号炉	446,578	27,707	16,118

（出所：令和4年度決算書に基づき監査人が作成）

2 対象業務一覧

監査の対象とした業務は、【図表 2-2-1】のとおりであり、令和 4 年度当初予算の事業名称 1 が「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」又は「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」となっている業務を抽出した。

【図表 2-2-1】対象業務一覧

(単位：千円)

所属略称	事業名称	令和 4 年度決算額
ごみ対策課	1. 生ごみ減量化促進補助業務	1,976
	2. 資源回収業務	47,051
	3. リサイクル啓発業務	2,989
	4. ガラス工房運営業務	20,820
	5. ごみ減量・リサイクル活動推進業務	75,783
	6. リサイクル業務	151,161
	7. ごみステーション管理業務	10,459
	8. 車両更新・整備業務	21,120
	9. ごみ収集業務	611,265
	10. 最終処分場維持管理費負担業務	64
	11. 不法投棄対策業務	944
	12. 広域ごみ処理施設建設検討業務	4,503
清掃施設課	13. ごみ再生処理促進業務	41,746
	14. ごみ処理施設管理運営業務	1,673,045
	15. 最終処分場施設整備業務	24,416
	16. 最終処分場管理運営業務	72,908
	17. 廃棄物再生利用施設管理運営業務	253,695
	18. ごみ焼却施設整備業務	99,880
	19. ごみ焼却施設管理運営業務	485,013
	20. し尿処理業務	75,403
	21. し尿処理施設整備業務	74,635
計		3,748,876

(出所：歳入歳出決算書)

第3 監査の結果と意見（総括）

包括外部監査の結果、【指摘】12件、【意見】35件を識別した。

識別した指摘及び意見を領域及びごみ処理の流れ（1. 分別、2. 収集搬入回収、3. 中間処理、4. 最終処分及び資源化）に基づき、【図表3-1】のとおり整理を行った。

【図表3-1】指摘及び意見の類型

領域	ごみ処理の流れ		1. 分別		2. 収集搬入回収		3. 中間処理		4. 最終処分及び資源化		計
	指摘	意見	指摘	意見	指摘	意見	指摘	意見			
1. コスト削減	-	2	1	3	1	6	-	2	15		
2. DX推進	-	-	-	2	-	3	-	-	5		
3. (1) 契約管理の見直し	-	-	-	2	3	2	1	-	8		
3. (2) 資産管理の見直し	-	-	-	-	3	2	3	2	10		
4. ごみ処理手数料の改定	-	-	-	-	-	3	-	-	3		
5. ごみ減量・リサイクル推進	-	4	-	2	-	-	-	-	6		
計	-	6	1	9	7	16	4	4	47		

「第2-3 一般廃棄物処理事業経費の分析」のとおり、市の一般廃棄物処理事業経費総額は、類団平均と同水準であるものの、内訳では、収集運搬費及び最終処分費は類団平均と比較して低額である一方、中間処理費が約1.5倍の高額となっている。さらに、市の中間処理費及び最終処分費の委託料は、類団平均の約1.4倍と大きく上回っているなど、委託費を中心として見直しできる余地の可能性がある。

そのため、一般廃棄物処理事業経費の見直しに着眼すると、「1. コスト削減可能性がある領域」、「2. DX推進により効率化が期待される領域」及び「3. 契約管理及び資産管理の見直しにより改善の可能性がある領域」の見直し領域に加えて、ごみ処理原価を基礎として算定される手数料について、「4. ごみ処理原価計算に基づくごみ処理手数料改定」に指摘及び意見を整理することができる。

また、ごみ減量及びリサイクルは推進されているが、類団を上回る目標未達の状況を踏まえて「5. ごみ減量・リサイクル推進」の一層の推進が期待できる領域があると考えられる。

1 コスト削減

一般廃棄物処理事業費の過半を超える令和4年度の清掃事業に関する委託費2,409,218千円のうち、特命随意契約又は一般競争入札の結果一者応札となった契約は、2,335,635千円と、96.9%（件数比：68.1%（213件中145件））であり、詳細は【図表3-1-1】のとおりである。

また、令和4年度の工事請負費198,931千円のうち、特命随意契約となった契約は、198,335千円と99.7%（件数比：90.9%（11件中10件））である。

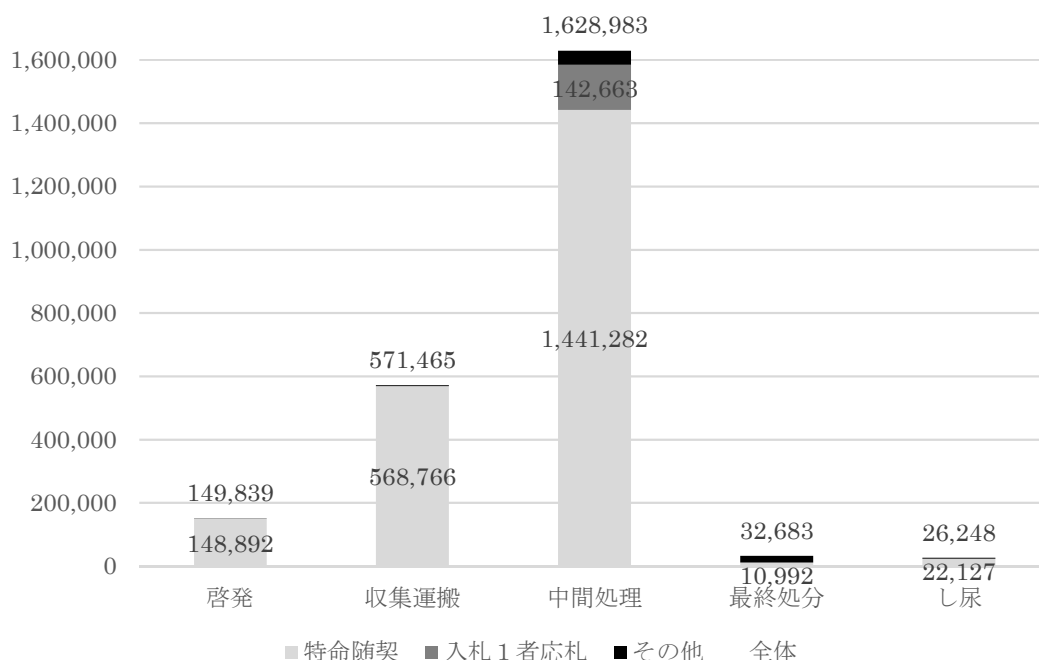
市の委託費が類団平均と比較して高額となっている理由として、特命随意契約及び一般競争入札の結果一者応札となった契約の割合が高いことが考えられることから、特命随意契約が継続している場合は、契約金額の高止まりを防ぐ為、他社に参考見積を依頼し、一者入札となった契約については、原因分析を行い、価格競争性が確保されるような運用が望まれる。

ごみ収集業務について、直営収集の1トン当たりごみ処理原価は、委託収集の倍以上となっているため、経済性の観点から、委託化の推進が望まれる。

リサイクルプラザは、旧中央クリーンセンターの焼却施設が休止しており、破碎施設も令和元年度の火災事故によって使用できなくなったことから、資源化施設との間で非効率な運用となっている。そのため、今後のリサイクルプラザの活用方針について、早急な検討が望まれる。

【図表 3-1-1】清掃事業に関する委託費のうち特命随意契約及び一者入札の金額

(単位：千円)



(出所：ごみ対策課及び清掃施設課作成資料に基づき監査人が作成)

【図表 3-1-2】コスト削減に関する「第4 監査の結果と意見（各論）」

業務名	指摘・意見	区分	フロー	頁
6. リサイクル業務【ごみ対策課】				
	ア 特命随意契約による業務委託について	意見	1. 分別	35
	イ 単価契約により算出される委託料の正確性について	意見	1. 分別	35
9. ごみ収集業務【ごみ対策課】				
	エ 随意契約とした理由の明示の必要性について	指摘	2. 収集、搬入、回収	38
	オ タイヤ購入時の単価契約の検討について	意見	2. 収集、搬入、回収	38
	キ 特殊勤務手当の金額設定の見直しについて	意見	2. 収集、搬入、回収	39
	ク ごみ収集業務の委託化の推進について	意見	2. 収集、搬入、回収	39
13. ごみ再生処理促進業務【清掃施設課】				

業務名	指摘・意見	区分	フロー	頁
	イ リサイクルプラザの活用について	意見	4. 最終処分及び資源化	41
14. ごみ処理施設管理運営業務【清掃施設課】				
	ア 一者入札となった場合の対応について	意見	3. 中間処理	42
	イ 相見積による購入金額の妥当性の検討について	指摘	3. 中間処理	43
	ウ 特命随意契約による業務委託について	意見	3. 中間処理	43
	ケ ごみ持ち込みの受付時間について	意見	3. 中間処理	47
17. 廃棄物再生利用施設管理運営業務【清掃施設課】				
	ア 特命随意契約による業務委託について	意見	4. 最終処分及び資源化	48
18. ごみ焼却施設整備業務【清掃施設課】				
	ア ごみ焼却施設整備業務の事業指標の見直し	意見	3. 中間処理	48
19. ごみ焼却施設管理運営業務【清掃施設課】				
	ア 一者入札となった場合の対応について	意見	3. 中間処理	49
22. 現場視察				
	オ リサイクルプラザに設置されている公衆電話について	意見	3. 中間処理	52

注 業務名の前に付した番号は、第4章の項目番号である（以下同様）。

2 DX推進

市全域に対するごみ収集、多数のルートから持ち込まれる多量のごみ焼却に関する業務は、日次の処理件数が多く、効率化すべき領域も多いため、他自治体でもDXによる最適化の取組が進んでいる。

市においても、監査の過程で効率化できる余地がある領域として、AIによる収集車配車ルートの設定、特殊勤務手当の支給金額集計のシステム化、市民等がクリーンセンターに一般廃棄物を持ち込む際の申込のアプリ化及びクリーンセンターへの日々のごみの搬入量集計のシステム数値の活用等が把握されたため、一般廃棄物処理事業の運営において、他自治体の事例も参考にされた上で、各種領域においてDX推進の検討を進めることが望まれる。

【図表 3-2-1】 D X 推進に関する「第 4 監査の結果と意見（各論）」

業務名	指摘・意見	区分	フロー	頁
9. ごみ収集業務【ごみ対策課】				
	ウ 収集業務の D X 推進について	意見	2. 収集、搬入、回収	37
	カ 特殊勤務手当支給金額集計の D X 推進について	意見	2. 収集、搬入、回収	38
14. ごみ処理施設管理運営業務【清掃施設課】				
	カ 搬入日計記録簿の効率化について	意見	3. 中間処理	45
	キ 一般廃棄物処分申出書の D X 推進について	意見	3. 中間処理	46
	ク ごみ処理手数料の支払の D X 推進について	意見	3. 中間処理	46

3 契約管理及び資産管理の見直し

(1) 契約管理

契約管理はリスクマネジメントの観点でインシデントが発生した際に損害を受ける可能性があるほか、各種契約が適切に履行されることで費用対効果に対する便益を適切に受ける観点で重要となる。

市においては、資源物選別委託業務については、報告された実際の従事者人数が委託金額積算時の設計書の人数に満たない状況が続いているため、早急な改善が必要である。

再委託が存在する業務に関して、業務の主たる部分が再委託されている委託の改善指導、再委託承諾申出書の提出の徹底が必要である。また、業務完了時に委託先から提出される業務報告書の適切な検収、委託先の業務管理技術者への研修内容の指導を行い、適切な便益の確保を行うことが望まれる。

【図表 3-3-1】 契約管理に関する「第 4 監査の結果と意見（各論）」

業務名	指摘・意見	区分	フロー	頁
9. ごみ収集業務【ごみ対策課】				
	ア 一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業務従事者に対する指導について	意見	2. 収集、搬入、回収	37
	イ 環境保全措置の概要を示した書類への記載事項の充実について	意見	2. 収集、搬入、回収	37
13. ごみ再生処理促進業務【清掃施設課】				

業務名	指摘・意見	区分	フロー	頁
	ア 資源物選別委託料の見直しについて	指摘	3. 中間処理	40
14. ごみ処理施設管理運営業務【清掃施設課】				
	エ 委託業務の履行確認について	意見	3. 中間処理	44
	オ 随意契約による委託業務の再委託について	指摘	3. 中間処理	44
16. 最終処分場管理運営業務【清掃施設課】				
	ア 一般廃棄物処分申出書の記入漏れについて	指摘	4. 最終処分及び資源化	47
19. ごみ焼却施設管理運営業務【清掃施設課】				
	イ 再委託承諾申出書の未提出について	指摘	3. 中間処理	49
	ウ 委託先からの業務報告書内容の確認について	意見	3. 中間処理	50

(2) 資産管理

資産管理は、取得した資産の長期有効活用するために、基本動作としてどこに何があるかの基礎情報を適切に把握することは必要条件となる。また、熱処理や危険物を取り扱う一般廃棄物処理事業における安全管理の点からも重要となる。

市においては、八帖クリーンセンター及び一般廃棄物最終処分場における備品の除却処理漏れ及び備品一覧の更新漏れが見受けられたため、適切に管理すべきである。

また、安全管理の点から、薬品の施錠管理や曖昧な管理表の見直し、将来的に広域ごみ処理施設に集約される八帖クリーンセンターの焼却炉の解体撤去費用予算の確保と跡地利用の検討及び浸出水浄化施設の安全管理が望まれる。

【図表 3-3-2】 資産管理に関する「第 4 監査の結果と意見（各論）」

業務名	指摘・意見	区分	フロー	頁
18. ごみ焼却施設整備業務【清掃施設課】				
	イ 八帖クリーンセンターの焼却炉の解体撤去費用の計画的な予算の確保と跡地利用について	意見	3. 中間処理	49
22. 現場視察				
	ア 八帖クリーンセンターにおける不要な試験・研究用機器の廃棄について	指摘	3. 中間処理	51
	イ 八帖クリーンセンターの水質試験室における薬品管理について	指摘	3. 中間処理	51
	ウ 八帖クリーンセンター水質試験室以外における薬品管理について	指摘	3. 中間処理	52
	エ 八帖クリーンセンターの消耗品在庫管理表の未更新について	意見	3. 中間処理	52
	カ 北部一般廃棄物最終処分場の備品一覧の更新漏れについて	指摘	4. 最終処分及び資源化	53
	キ 一般廃棄物最終処分場（才栗町）における薬品管理について	指摘	4. 最終処分及び資源化	53
	ク 一般廃棄物最終処分場（才栗町）における備品の除却処理漏れについて	指摘	4. 最終処分及び資源化	54
	ケ 一般廃棄物歳出処分場（才栗町）における備品管理について	意見	4. 最終処分及び資源化	54
	コ 一般廃棄物最終処分場（南大須町）の浸出水浄化施設の管理について	意見	4. 最終処分及び資源化	54

4 ごみ処理手数料の改定

市は、ごみ処理手数料について、ごみ処理原価との乖離を解消する目的等により、前回平成 23 年度の改定以降 12 年ぶりに令和 5 年 10 月 1 日にごみ処理手数料の改定を行った結果、ごみ処理原価に対するごみ処理手数料の割合は、77.2%まで改善しているが、ごみ処理手数料はごみ処理原価を下回っている状況である。

環境省の手引きでは、有料化の制度評価と見直しを概ね 5 年に一度の頻度で行うこととされており、エネルギーコストが高騰している環境も踏まえて、今後も定期的な見直しが望まれる。

今後のごみ処理手数料の改定にあたり、適切なごみ処理原価の把握は重要であることから、減価償却費の算出方法については、市独自の基準ではなく、統一的な基準に基づく地方公会計の基礎資料として整備している固定資産台帳を活用し、資産形成を伴うような工事費は統一的な基準に定める耐用年数に従って償却する方法が

望ましい。

また、ごみ処理原価の計算に含まれる減価償却費の計算方法について、市独自の基準で実施しており、実態に合っているとは言いきれない金額を基礎とした手数料改定の基礎原価の算定となっているため、原価計算の標準的な手法として一般廃棄物会計基準の導入を検討することが望まれる。

【図表 3-4-1】 ごみ処理手数料改定に関する「第4 監査の結果と意見（各論）」

業務名	指摘・意見	区分	フロー	頁
23. ごみ処理手数料の改定【ごみ対策課】				
	ア 定期的なごみ処理手数料の見直しと事業系ごみ処理手数料の設定について	意見	3. 中間処理	55
	イ 減価償却費の計算方法について	意見	3. 中間処理	55
	ウ 原価計算手法の更新の検討と原価計算結果の公表について	意見	3. 中間処理	56

5 ごみ減量・リサイクル推進

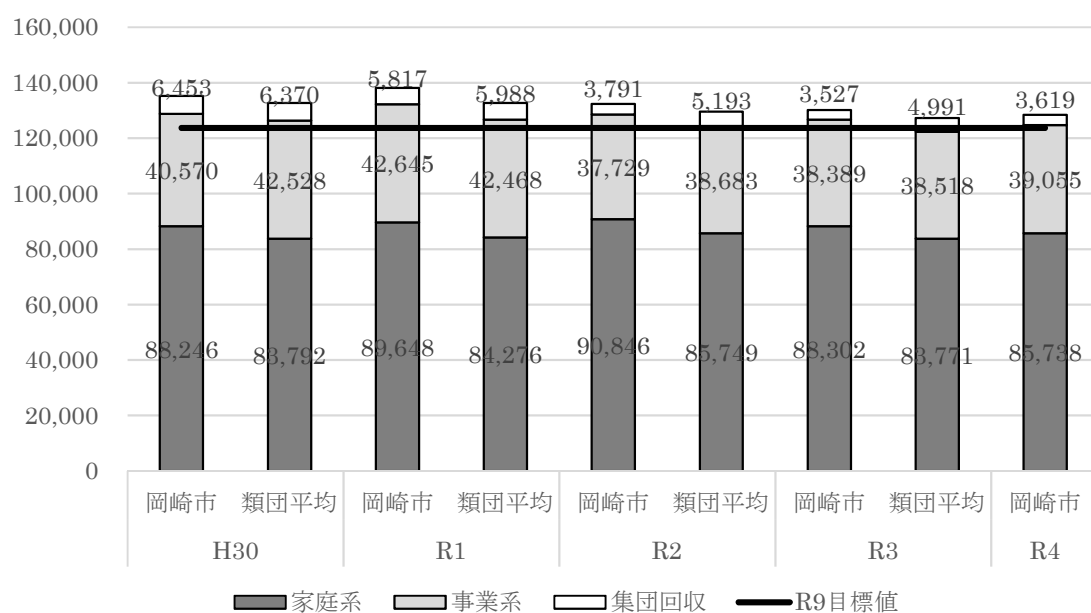
市は基本計画において、令和9年度の総排出量を123,700トン、可燃ごみ排出量を95,800トンとする数値目標を掲げているが、それぞれの数値目標に対する過去5年間の実績は、それぞれ【図表 3-5-1】及び【図表 3-5-2】のとおり、微減しているものの、類団を上回る目標未達の状況であり、引き続きごみ減量に対する市民の意識醸成が必要であると考え。特に、可燃ごみ及び不燃ごみに含まれる資源物の割合は改善していない為、まずは資源物の分別意識を高めることが重要と考える。

例えば、生ごみ減量化促進補助業務の事業指標に生ごみ排出量、リサイクル啓発業務の事業指標にリサイクル率を追加し、生ごみ水切り袋の全戸配布を行うなど、ごみ減量に直結する取組を検討することが望まれる。その他、資源物売却収入及びごみ原価計算の結果の公表を検討することが考えられる。

また、マイナス収支となっているガラス工房葵については、不燃ごみとして出された空きびん及び生きびんの割合等、ごみ減量・リサイクル推進に対する効果を測定し、今後のあり方を検討することが望まれる。

【図表 3-5-1】 総排出量の推移

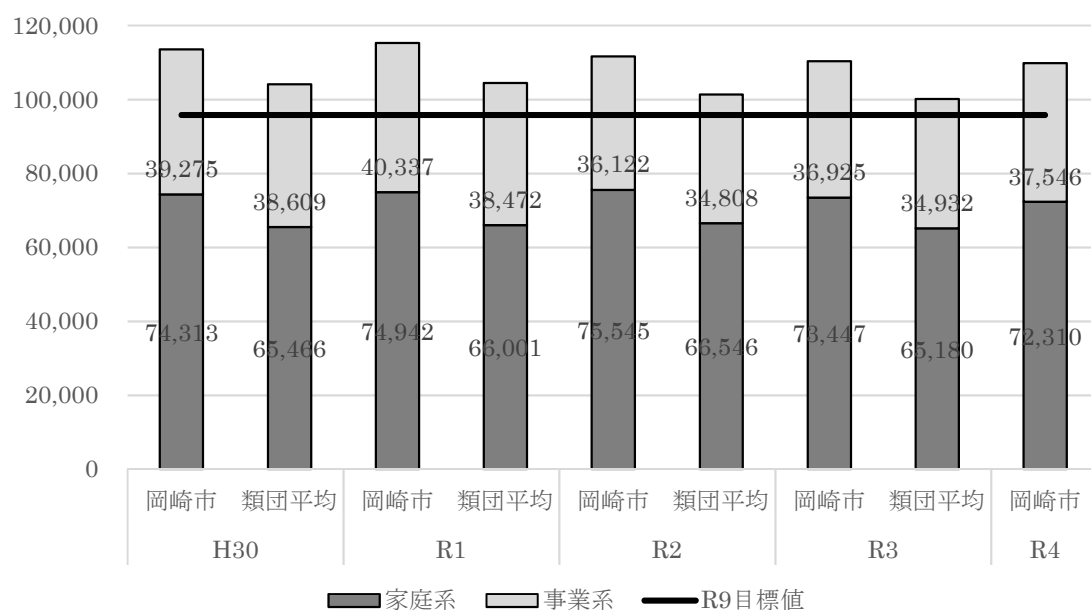
(単位：トン)



(出所：一般廃棄物処理実態調査結果に基づき監査人が作成)

【図表 3-5-2】 可燃ごみ排出量の推移

(単位：トン)



(出所：一般廃棄物処理実態調査結果に基づき監査人が作成)

【図表 3-5-3】 ごみ減量・リサイクル推進に関する「第4 監査の結果と意見
(各論)」

業務名	指摘・意見	区分	フロー	頁
1. 生ごみ減量化促進補助業務【ごみ対策課】				
	ア 生ごみ減量化促進補助業務の事業指標の見直し	意見	1. 分別	33
2. 資源回収業務【ごみ対策課】				
	ア 総合資源ステーション「りすた稲熊」の展開について	意見	2. 収集、搬入、回収	33
3. リサイクル啓発業務【ごみ対策課】				
	ア リサイクル啓発業務の事業指標の見直し	意見	1. 分別	33
4. ガラス工房運営業務【ごみ対策課】				
	ア ガラス工房葵のあり方の検討について	意見	1. 分別	34
5. ごみ減量・リサイクル活動推進業務				
	ア ごみ減量・リサイクル推進活動報償金のあり方の検討について	意見	1. 分別	34
7. ごみステーション管理業務【ごみ対策課】				
	ア ごみステーション管理業務の事業指標の未達成に対する対応について	意見	2. 収集、搬入、回収	36

6 識別した指摘及び意見の一覧

包括外部監査の結果、識別された指摘及び意見について【図表 3-6-1】のとおり一覧化した。

【図表 3-6-1】 指摘及び意見の一覧

業務名	指摘・意見	区分	フロー	分類	頁
第4章					
1. 生ごみ減量化促進補助業務【ごみ対策課】					
	ア 生ごみ減量化促進補助業務の事業指標の見直し	意見	1. 分別	5. ごみ減量・リサイクル推進	33
2. 資源回収業務【ごみ対策課】					
	ア 総合資源ステーション「りすた稲熊」の展開について	意見	2. 収集、搬入、回収	5. ごみ減量・リサイクル推進	33

業務名	指摘・意見	区分	フロー	分類	頁
3. リサイクル啓発業務【ごみ対策課】					
	ア リサイクル啓発業務の事業指標の見直し	意見	1. 分別	5. ごみ減量・リサイクル推進	33
4. ガラス工房運營業務【ごみ対策課】					
	ア ガラス工房葵のあり方の検討について	意見	1. 分別	5. ごみ減量・リサイクル推進	34
5. ごみ減量・リサイクル活動推進業務					
	ア ごみ減量・リサイクル推進活動報償金のあり方の検討について	意見	1. 分別	5. ごみ減量・リサイクル推進	34
6. リサイクル業務【ごみ対策課】					
	ア 特命随意契約による業務委託について	意見	1. 分別	1. コスト削減	35
	イ 単価契約により算出される委託料の正確性について	意見	1. 分別	1. コスト削減	35
7. ごみステーション管理業務【ごみ対策課】					
	ア ごみステーション管理業務の事業指標の未達成に対する対応について	意見	2. 収集、搬入、回収	5. ごみ減量・リサイクル推進	36
8. 車両更新・整備業務【ごみ対策課】					
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。				
9. ごみ収集業務【ごみ対策課】					
	ア 一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業務従事者に対する指導について	意見	2. 収集、搬入、回収	3. (1) 契約管理	37
	イ 環境保全措置の概要を示した書類への記載事項の充実について	意見	2. 収集、搬入、回収	3. (1) 契約管理	37
	ウ 収集業務のD X推進について	意見	2. 収集、搬入、回収	2. D X推進	37

業務名	指摘・意見	区分	フロー	分類	頁
	エ 随意契約とした理由の明示の必要性について	指摘	2. 収集、搬入、回収	1. コスト削減	38
	オ タイヤ購入時の単価契約の検討について	意見	2. 収集、搬入、回収	1. コスト削減	38
	カ 特殊勤務手当支給金額集計のDX推進について	意見	2. 収集、搬入、回収	2. DX推進	38
	キ 特殊勤務手当の金額設定の見直しについて	意見	2. 収集、搬入、回収	1. コスト削減	39
	ク ごみ収集業務の委託化の推進について	意見	2. 収集、搬入、回収	1. コスト削減	39
10. 最終処分場維持管理費負担業務【ごみ対策課】					
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。				
11. 不法投棄対策業務【ごみ対策課】					
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。				
12. 広域ごみ処理施設建設検討業務【ごみ対策課】					
	監査実施時点において、詳細未確定のため、監査は実施していない。				
13. ごみ再生処理促進業務【清掃施設課】					
	ア 資源物選別委託料の見直しについて	指摘	3. 中間処理	3. (1) 契約管理	40
	イ リサイクルプラザの活用について	意見	4. 最終処分及び資源化	1. コスト削減	41
14. ごみ処理施設管理運営業務【清掃施設課】					
	ア 一者入札となった場合の対応について	意見	3. 中間処理	1. コスト削減	42
	イ 相見積による購入金額の妥当性の検討について	指摘	3. 中間処理	1. コスト削減	43
	ウ 特命随意契約による業務委託について	意見	3. 中間処理	1. コスト削減	43
	エ 委託料の完了検査について	意見	3. 中間処理	3. (1) 契約管理	44
	オ 随意契約による委託業務の再委託について	指摘	3. 中間処理	3. (1) 契約管理	44

業務名	指摘・意見	区分	フロー	分類	頁
	カ 搬入日計記録簿の効率化について	意見	3. 中間処理	2. D X 推進	45
	キ 一般廃棄物処分申出書のD X 推進について	意見	3. 中間処理	2. D X 推進	46
	ク ごみ処理手数料の支払のD X 推進について	意見	3. 中間処理	2. D X 推進	46
	ケ ごみ持ち込みの受付時間について	意見	3. 中間処理	1. コスト削減	47
15. 最終処分場管理運営業務【清掃施設課】					
監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。					
16. 最終処分場管理運営業務【清掃施設課】					
	ア 一般廃棄物処分申出書の記入漏れについて	指摘	4. 最終処分及び資源化	3. (1) 契約管理	47
17. 廃棄物再生利用施設管理運営業務【清掃施設課】					
	ア 特命随意契約による業務委託について	意見	4. 最終処分及び資源化	1. コスト削減	48
18. ごみ焼却施設整備業務【清掃施設課】					
	ア ごみ焼却施設整備業務の事業指標の見直し	意見	3. 中間処理	1. コスト削減	48
	イ 八帖クリーンセンターの焼却炉の解体撤去費用の計画的な予算の確保と跡地利用について	意見	3. 中間処理	3. (2) 資産管理	49
19. ごみ焼却施設管理運営業務【清掃施設課】					
	ア 一者入札となった場合の対応について	意見	3. 中間処理	1. コスト削減	49
	イ 再委託承諾申出書の未提出について	指摘	3. 中間処理	3. (1) 契約管理	49
	ウ 委託先からの業務報告書内容の確認について	意見	3. 中間処理	3. (1) 契約管理	50
20. し尿処理施設整備業務【清掃施設課】					
監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。					
21. し尿処理施設整備業務【清掃施設課】					
監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。					
22. 現場視察					
	ア 八帖クリーンセンターにおける不要な試験・研究用機器の廃棄について	指摘	3. 中間処理	3. (2) 資産管理	51
	イ 八帖クリーンセンターの水質試験室における薬品管理について	指摘	3. 中間処理	3. (2) 資産管理	51

業務名	指摘・意見	区分	フロー	分類	頁
	ウ 八帖クリーンセンター水質試験室以外における薬品管理について	指摘	3. 中間処理	3. (2) 資産管理	52
	エ 八帖クリーンセンターの消耗品在庫管理表の未更新について	意見	3. 中間処理	3. (2) 資産管理	52
	オ リサイクルプラザに設置されている公衆電話について	意見	3. 中間処理	1. コスト削減	52
	カ 北部一般廃棄物最終処分場の備品一覧の更新漏れについて	指摘	4. 最終処分及び資源化	3. (2) 資産管理	53
	キ 一般廃棄物最終処分場（才栗町）における薬品管理について	指摘	4. 最終処分及び資源化	3. (2) 資産管理	53
	ク 一般廃棄物最終処分場（才栗町）における備品の除却処理漏れについて	指摘	4. 最終処分及び資源化	3. (2) 資産管理	54
	ケ 一般廃棄物歳出処分場（才栗町）における備品管理について	意見	4. 最終処分及び資源化	3. (2) 資産管理	54
	コ 一般廃棄物最終処分場（南大須町）の浸出水浄化施設の管理について	意見	4. 最終処分及び資源化	3. (2) 資産管理	54
23. ごみ処理手数料の改定【ごみ対策課】					
	ア 定期的なごみ処理手数料の見直しと事業系ごみ処理手数料の設定について	意見	3. 中間処理	4. 手数料改定	55
	イ 減価償却費の計算方法について	意見	3. 中間処理	4. 手数料改定	55
	ウ 原価計算手法の更新の検討と原価計算結果の公表について	意見	3. 中間処理	4. 手数料改定	56

第4 監査の結果と意見（個別）

1 生ごみ減量化促進補助業務【ごみ対策課】

（1）監査の結果

ア 生ごみ減量化促進補助業務の事業指標の見直し【意見】

事務事業評価の定量指標について、事業本来の目的である生ごみ排出量を追加するなどの見直しが望ましい。また、設定した指標を達成するため、生ごみ処理機の購入時補助だけでなく、生ごみ水切り袋の全戸配布など、他の自治体で効果のあった事例の導入を検討することが望まれる。

2 資源回収業務【ごみ対策課】

（1）監査の結果

ア 総合資源ステーション「りすた稲熊」の展開について【意見】

令和5年度清掃事業概要によると、ごみステーションに出された可燃ごみのうち31.7%、不燃ごみのうち14.4%が資源物に該当する。そのため、ごみの減量の為には、可燃ごみ又は不燃ごみから、資源物を適切に分別してもらうことが必要である。

そのためには、資源物がいつでも搬入可能である総合資源回収ステーションを他地域へ展開することを検討することが望まれる。

なお、資源物を搬入する際の受付に人を配置する前提で検討するのではなく、AIによる受付等、無人での運用を含めて検討することが望まれる。

3 リサイクル啓発業務【ごみ対策課】

（1）監査の結果

ア リサイクル啓発業務の事業指標の見直し【意見】

リサイクル啓発業務の令和5年度事務事業評価表における定量指標は、リサイクル啓発講座受講者数としており、令和4年度は達成度101%とされている。

一方、市のリサイクル率の過去5年間の推移は、全国市町村平均を下回っており、令和4年度はさらに減少傾向にある。

そのため、リサイクル啓発講座の受講者数の目標値を達成したからといって、ごみ減量とリサイクル啓発という事業本来の目的が達成されているか否かについては、疑問が残る。事務事業評価の定量指標について、事業本来の目的であるリサイクル率を追加するなどの見直しが望ましい。

4 ガラス工房運営業務【ごみ対策課】

(1) 監査の結果

ア ガラス工房葵のあり方の検討について【意見】

令和4年度のガラス工房葵の運営に関する収支を確認したところ、収入は10,681千円であるのに対し、支出は20,820千円と、支出が大幅に上回っている。

ガラス工房葵の運営による啓発効果が全くないとは言い切れないが、ごみステーション（家庭系）に出された不燃ごみに含まれる空きびん・生きびんの割合は、改善傾向にないという事実から、ガラス工房葵の運営のような間接的な取組よりも、現在、各週1回のステーション回収となっている空きびん・生きびんについて、例えばすた稲熊のような総合資源ステーションの拠点を増やし、ごみを出しやすくする等の直接的な取組の方が効果的となる可能性も考えられる。

限りある予算を効果的に活用し、リサイクルの啓発によるごみの減量につながるよう、ガラス工房葵の今後のあり方について、効果測定の方法も含めて検討することが望まれる。

5 ごみ減量・リサイクル活動推進業務【ごみ対策課】

(1) 監査の結果

ア ごみ減量・リサイクル推進活動報償金のあり方の検討について【意見】

市は、各町内会におけるごみ減量・リサイクルの推進を目的とした活動に対し報償金を交付しており、令和4年度は75,214千円交付しており、事業費の99%以上を占めている。

ステーション収集、直接搬入による資源物の回収量内訳の推移は、大幅な変動はなく、令和4年度は全体的に微減している。しかし、ごみステーション（家庭系）ごみ質分析によると、ステーションに出された不燃ごみに資源物が含まれる

割合は、減少傾向あるものの、ステーションに出された可燃ごみに資源物が含まれる割合は、増加傾向にある。そこで引き続き、ごみの正しい分別方法の周知やごみ減量・リサイクルの推進に関する各種啓発が重要である。

そこで、ごみ減量・リサイクル推進活動報償金について一律支給するのではなく、資源回収やミニ拠点回収のように、回収量基準とするなど、より効果のある報償金のあり方について、検討することが望まれる。

6 リサイクル業務【ごみ対策課】

(1) 監査の結果

ア 特命随意契約による業務委託について【意見】

容器包装中間処理業務は、随意契約により事業者と契約を締結し業務を委託している。

当該業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用した随意契約である（以下、「2号随契」という。）。2号随契は、契約内容の目的を達成できる者が契約相手以外に存在しないことから競争入札を実施できないことが適用の条件となっている。

特命随意契約の理由は、市内の事業者に限定して2号随契の理由としている。この点について、ごみ対策課担当者にヒアリングを実施したところ、市内での統一的な見解として市内業者から優先して採用すること、及び、市内の事業者の方が連携しやすく安定的な運用をすることができることから上記の事業者と随意契約している旨の回答を得た。一方で、「岡崎市特命随意契約ガイドライン」では、2号随契に該当する条件として、「契約する内容の性質等から判断して、契約締結の時点で、その目的が達成できる者が契約相手以外に存在しないことから競争入札を実施できないこと」としている。確かに市内の事業者を優先して採用することに一定の合理性はあるが、契約金額の見直しを行わない理由にはならない。契約金額に競争性が生じないことで契約金額が高止まりしている可能性も生じている。そのため、市外の事業者にも予算段階で参考見積りを依頼するなどして、現行の契約金額が妥当なものであるか吟味することが望まれる。

イ 単価契約により算出される委託料の正確性について【意見】

容器包装中間処理業務は、ペットボトルで搬入量1kg当たり48,000円、プラ

スチック製容器包装で搬入量1kg当たり41,000円の単価契約により委託料が算出される。委託料の算定根拠となる当該搬入量は、受注事業者から毎月提出される「中間処理業務報告書（月報）」により報告を受けている。

「中間処理業務報告書（月報）」により記載されている搬入量について、発注者である市は検証する方法がなく、報告される数量の正確性を担保するものがないと思われる。この点について、ごみ対策課担当者にヒアリングを実施したところ、前年同期比較や前月比較を実施し、合理的な理由もなく異常な増減がある場合には、その都度検証を実施するとの回答を得た。このような運用だと著増減がない場合には月報に記載される報告数量を検証することなく受け入れて委託料が算定されることになる。搬入の都度確認することは、人的リソースの制約上困難であり、全ての数量に対して正確性を担保することは難しい。しかし、報告数量の検証が全くないと過大あるいは過少な委託料を支払う可能性がある。受注業者への牽制効果を期待して、一定の頻度（四半期に1回または半年に1回程度）には業者の計量に立ち会うことが望ましい。

7 ごみステーション管理業務【ごみ対策課】

(1) 監査の結果

ア ごみステーション管理業務の事業指標の未達成に対する対応について【意見】

ごみステーション管理業務の令和5年度事務事業評価表における定量指標は、ごみステーション用管理看板配布枚数としており、令和4年度は達成度110%とされている。一方、資源物混入率は、令和3年度から改善が見られず、指標分析にも、「市民のごみ減量と資源物リサイクルに対する意識の低下傾向がみられる」とされている。

令和4年度の再生資源物売払収入は184,689千円である。市民のリサイクルに対する意識を向上させるためには、資源物は、市の財源となり、市民に還元されるものであることを周知徹底することが有用であると考えられるため、売却収入額を、資源物の分類別に市のホームページで公開したり、資源物の売払収入を財源とした事業を行ったりするなどの対応が望まれる。

8 車両更新・整備業務【ごみ対策課】

(1) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

9 ごみ収集業務【ごみ対策課】

(1) 監査の結果

ア 一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業務従事者に対する指導について【意見】

一般廃棄物収集運搬業務の委託先である岡崎資源回収協同組合からの顛末書を確認したところ、令和4年度に委託先の作業員が収集中に不適切な行為を行ったことに対し、本人に厳重注意をするとともに、今後の対策として、安全講習会内において、各委託業務の担当組合員とその従事者を招集し、本業務の重要性と従事するにあたっての心構えを周知徹底するとされていた。

「一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書7業務従事者に対する指導」によると、受託者は、業務従事者に研修・教育・指導を行わなければならないとされている。ごみ対策課の担当者に確認したところ、受託者が業務従事者に対して実施している研修等の内容についての確認は行われていないとのことであった。

しかし、令和4年度に委託先作業員の不適切な行為が発生していることから、市は、委託先が業務従事者に対し、市の委託先として業務を遂行するにあたり、必要な研修等が行われていることについて、確認することが望まれる。

イ 環境保全措置の概要を示した書類への記載事項の充実について【意見】

委託先から提出された環境保全措置の概要を示した書類への記載内容に各社ばらつきがあり、全ての委託先において適切な環境保全措置が実施されていることを確認できる資料とはいえないことから、環境保全措置として市側が遵守を求め、事項をチェックリスト等の形式で提示した上で、委託先から遵守を約束する宣誓書を提出いただく形式とするなど、方法の見直しが望まれる。

ウ 収集業務のDX推進について【意見】

「一般廃棄物収集運搬業務仕様書 8 市への報告（1）キ」に基づき、令和4年度に提出された従業者名簿に基づいて従業者の年齢分布を集計した結果、50

代以上の従事者が、158名中90名と全体の半数以上を占めている。

このように、収集業務委託について、従事者の高齢化と今後の担い手不足が課題であると考えられる中、今後、更なる業務の効率化が必要であると考ええる。

そのため、AIによる配車ルートの設定などのDX推進について、委託先だけで導入を検討することが難しい場合は、市が直営収集で試験導入したものを委託先に展開する等、DX推進への取組が望まれる。

エ 随意契約とした理由の明示の必要性について【指摘】

契約を確認した結果、次のように予定価額が50万円を超えているにも関わらず、入札ではなく随意契約しており、また随意契約とした理由が明確に記載されていないものが発見された。

委託内容からすると、車検の追加整備であるため、元々車検を請け負った業者に追加で支払ったものと推測される。今後はこのような特別な事情がある場合は、決裁書に明確に記載するべきである。

オ タイヤ購入時の単価契約の検討について【意見】

車両ごとにタイヤの形状や摩擦具合も異なるため、タイヤの購入計画を立てておらず、順次タイヤの交換を行っている状況であった。

タイヤも消耗品であることから、パンク等による交換以外については、2～3年など、ある程度計画を立てて、交換を行うことが望ましい。また計画を立てることで、年間の購入量がある程度予想することができる。例年、ほぼ同一単価で契約していることもあり、年間の単価契約を結ぶことを検討されたい。単価契約を締結することにより、業者は毎回見積書を提出する必要がなくなり、市としてはまとめて契約することにより、単価を抑える効果も考えられる。

カ 特殊勤務手当支給金額集計のDX化について【意見】

ごみ対策課収集係の自動車運転手はじめ作業員に対し、岡崎市技能業務職員就業規則の規定により、廃棄物の収集、運搬、処分作業、作業用機械の準備作業を

行う職員は、1日の勤務につき900円の特殊勤務手当の支給を受けている。支給対象人数は77名であり、支給対象時間の管理を行うために紙資料である「収集係休暇報告書」を毎日手書きで作成している。また、1か月分の特殊勤務手当金額を集計するために、日々の支給額を庶務担当者がエクセルに入力して作成しているが、75名分の入力が必要となるため1か月分を3回に分けて入力作業を実施している。また、入力人数が多いことから、エクセルの一覧表を入力都度一旦紙で出力し2名の担当者が入力誤りがないかのダブルチェックを行っている。

さらに、特殊勤務手当支給金額については、作成したエクセルの一覧表データを勤怠システムにアップロードすることができず、月次で集計した集計結果を職員別に勤怠システムに入力する作業が必要となることから、特殊勤務手当の管理、集計、入力に非常に多くの時間が費やされている。

これは、支給対象者がタイムカード等で勤怠時間を集約する方法がなく、管理者が「収集係休暇報告書」を手書きで作成することにより勤怠を記録管理していることが理由である。そのため、特殊勤務手当支給金額集計をシステム化することにより、DXを推進して、業務の効率化を図ることが望まれる。

キ 特殊勤務手当の金額設定の見直しについて【意見】

「岡崎市技能業務職員就業規則」第20条によると、廃棄物の収集作業等を行う技能業務職員には、特殊勤務手当を1日につき900円（勤務時間が5時間未満の場合は、540円）支給することとなっている。

この特殊勤務手当について、近隣の中核市である豊橋市及び豊田市と比較したところ、岡崎市の手当が一番高額となっていた。

令和4年度決算におけるごみ対策課の特殊勤務手当は、14,668千円発生しており、技能業務職員は75名在籍しているため、1人当たり年間200千円支給されているという計算になる。

1トン当たりごみ収集原価は委託の方が安価である中、直営による収集原価を見直すことが望まれる。

ク ごみ収集業務の委託化の推進について【意見】

ごみ収集業務のうち、直営収集の1トン当たりごみ処理原価は、委託収集の倍以上となっている。

これは、これまでのごみ収集業務の委託化により、直営での収集量が減少しているものの、経費が減少していないことによるものである。

市は、ごみ収集業務の委託化により、技能業務職員数を削減している。直営と委託によるごみ処理原価の差は明白である一方、発災時の迅速な初動対応が可能であるという直営の利点も勘案しつつ、ごみ収集業務の委託化を推進することが望まれる。

1 0 最終処分場維持管理費負担業務【ごみ対策課】

(1) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

1 1 不法投棄対策業務【ごみ対策課】

(1) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

1 2 広域ごみ処理施設建設検討業務【ごみ対策課】

(1) 監査の結果

監査実施の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

1 3 ごみ再生処理促進業務【清掃施設課】

(1) 監査の結果

ア 資源物選別委託料の見直しについて【指摘】

資源物選別委託契約は、障がい者雇用の場の確保のため、特命随意契約となっており、委託金額は、見積書金額と同額で決定される。

委託金額の計算根拠は、業務日数、業務時間、予定従事者人数及び時給を記載した設計書であり、契約後に提出される業務計画書は、設計書と同じ内容となっている。

監査人が業務報告書を確認したところ、設計書上では従事者人数が16人となっているのに対し、実際の月次の業務従事者は平均14.2人と、1.8人少ない状況であった。

実際の作業人数について設計書上との乖離を試算すると、稼働人数は451人日過少であり、このため、設計書単価で1,937千円（設計書単価4,297円／人日×451人日）過大に支払っていることとなる。

清掃施設課担当者によると、人数に対する契約ではなく、業務量に対する契約であるとのことであるが、従事者人数に対して契約金額を決定していることから、実績と比較して見積より少ない従事者人数で行うことができる業務であれば、従事者人数の見積が過大である可能性がある。令和5年の同業務の委託契約においても、設計書では従事者人数は16人と設計し、契約金額も16人従事することを前提に契約をしている。

このため、実績と見積を比較し、現状に即した従業者人数にて契約を行う必要がある。

イ リサイクルプラザの活用について【意見】

リサイクルプラザと資源化施設の運用に関して非効率が生じており、リサイクルプラザの未稼働箇所についても、安全面で不安が残ることから、早急な対応が望ましい。

(ア) リサイクルプラザと資源化施設の運用に関する非効率について

旧中央クリーンセンターは、平成23年3月の焼却施設休止後、リサイクルプラザに名称を変更し、ごみ対策課事務所として利用する他、直営収集の不燃ごみ、事業系不燃ごみの計量及びペットボトルの破碎を行っている。

不燃ごみを搬入する際、まず、リサイクルプラザで車両の計量を行い、移動距離が約2キロ離れた資源化施設にごみを搬入し、再度、リサイクルプラザで車両の計量を行い、当初の計量分との差で、ごみの搬入量を把握し、ごみ処理手数料を計算している。

計量場所と搬入場所が別の施設となっている理由を担当者に確認したところ、不燃ごみに関しては、リサイクルプラザの破碎施設（機械選別）が令和元年6月の火災事故によって使用できなくなり、以降、応急策として才栗町

の資源化施設のテント内にベルトコンベヤを置き、手選別を行っているものであるとのことであった。また、ペットボトルは、資源化施設で手選別したものを、リサイクルプラザに運び、破砕している。

リサイクルプラザと資源化施設の運用については、上記のような非効率が生じており、早急な対応が望まれる。

(イ)リサイクルプラザの未稼働部分について

令和元年6月に火災が発生した貯留ピットのあったリサイクル棟は、2階部分のみ作業員の詰所として使用しているが、焼却施設のあった工場棟については、受電設備、給水設備、排水処理設備以外は未稼働の状況である。未稼働箇所についても、安全点検は実施されているとのことであるが、通常は、無人となっていることから、安全面で不安は残るため、早急な対応が望まれる。

1.4 ごみ処理施設管理運営業務【清掃施設課】

(1) 監査の結果

ア 一者入札となった場合の対応について【意見】

令和4年度に実施された一般競争入札及び指名競争入札の結果を確認したところ、複数回の入札で、結果として一者しか入札がない一者入札となったものがあった。

この点、清掃施設課担当者に確認したところ、入札は事前に入札情報として広く一般に情報提供しており、結果として一者しか入札がなかったとしても、入札としては成立していることから特段問題ないと回答を得た。

清掃施設課担当者の意見のとおり、不備があるわけではないが、入札とは、より有利な条件を提示した者を優先して契約を行う制度であり、契約・購入の財源に市民の税金が含まれていることを勘案すると、複数業者によって活発な入札となることが望まれる。清掃施設の管理事業という特殊な業務であることは理解しているが、一者入札となった契約は、物品の購入であり、その内容からも随意契約としなければならないほど、1つの特定の業者しか入札できないものではない。また、今後は一者入札となった場合には、その原因を分析し、同様の契約内容の入札を行う場合に、複数業者の入札となるように努力されることが望まれる。

イ 相見積による購入金額の妥当性の検討について【指摘】

令和4年度の支出負担行為決議書を閲覧したところ、同一の日付で、同じ内容（購入品・購入単価・購入数量・取引先）のものが複数あった。内容としては下記に記載した例のように物品の購入に関するものである。

このように同一日付で、同一の内容の見積書があることについて、清掃施設課担当者に確認したところ、取引先の希望かどうかも含めて経緯が不明とのことであった。

今回発見されたケースはどちらも購入合計金額が50,000円以下であることから、岡崎市契約規則第24条1項1号に該当し、相見積りは不要である。ただし、同じものを購入していることから、本来1つの契約とした場合は、合計金額が50,000円を超え、2者以上の見積りが必要なものである。このような別契約になった経緯が不明のため、真偽は分からないが、実際にはそういった意図がなかったとしても、客観的にみると相見積りもりを避けるために、金額が50,000円以下となるように契約を2つに分けたようにも疑われる可能性もある。相見積りもりをとった場合、今回の契約単価より低くなる可能性も否定できないことから、同一の物品購入については1つの契約とし、相見積りもりをとることを徹底するべきである。

ウ 特命随意契約による業務委託について【意見】

中央クリーンセンターごみ処理施設点検整備業務は、随意契約により事業者と契約を締結し業務を委託している。随意契約とは、自治体が競争入札を実施せずに、特定の相手方を指定して契約できる方法を用いた契約形態である。ただし、随意契約は地方自治法施行令167条の2第1項各号に定める場合に限定して用いることができる契約方法である。

当該業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用した随意契約である（以下、「2号随契」という。）。2号随契は、契約内容の目的を達成できる者が契約相手以外に存在しないことから競争入札を実施できないことが適用の条件となっている。

特命随意契約の理由書として、ごみ処理の安全性と施設の安定的な稼働を優先して委託業者の選定を行っていることが分かる。確かに、市民に安心してもらえる施設を目指す上では、入札による価格の競争性よりも優先順位の高い事項であ

る。

しかし、契約金額は360,800千円であり、この委託料が業務に対して妥当かどうか検証する必要がある。この点について、清掃施設課担当者にヒアリングしたところ、当該受託事業者を利用している他団体の委託料を比較することで検証を行っている旨の回答を得た。しかし、他団体比較検討を実施するのであれば、同じ事業者を採用している他団体ではなく、市と同じ処理方式を採用している他団体がどの事業者を採用してどれくらいのコストが掛かっているかを比較する必要があるだろう。

また、大阪府の高槻市のように、ごみ処理施設運転管理業務を受託する事業者の選定にあたり総合評価方式による入札を採用している団体もある。総合評価方式による入札では、価格要素以外も含めて総合的に評価するため、ごみ処理の安全性や安定的な稼働を担保した上で落札者を決定することができる。このように、業務の品質と価格の競争性を満たすような入札方式の検討することが望ましい。

エ 委託業務の履行確認について【意見】

中央クリーンセンターごみ処理施設点検整備業務の委託料は、金額が360,800千円と比較的大きいにも関わらず、委託業務が契約どおりに履行されているかを確認した証跡が見当たらなかった。

この点について、請求書に履行確認及び立会人を行った者の補職名と氏名を記載することで、履行確認を実施したことを書類として残している。しかし、このような取り扱いでは、委託業務完了後、具体的にどのような確認が実施されたかが不明瞭であるため、成果物である書類に対してチェック証跡を残すなどの方法で履行確認をすることが望ましい。

オ 随意契約による委託業務の再委託について【指摘】

可燃物ごみ質分析測定業務（以下、「分析測定業務」という。）は、中央クリーンセンター及び八帖クリーンセンターにおいて可燃ごみの効率的処理、経済的処理、公害防止及び適正かつ安全管理を把握するために行う業務である。当該分析測定業務は、下記の契約約款に基づいて受託事業者へ年間4,730千円で委託している。

契約約款によると、「主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない」とある。この規定が制定されている趣旨は、競争入札の場合には入札という契約手法を否定することになり、随意契約の場合にはその業者でしかできないという「唯一性」の否定することになるためである。この点、分析測定業務の仕様書は以下のようになっている。

業務名称が指すとおり、可燃ごみのサンプル採取から分析までが主な業務として仕様書に記載されている。一方で、当該分析測定業務は以下のように別の事業者にも再委託されている。

再委託内容は「ごみ質分析」であり、仕様書に謳われている業務内容である。しかし、受託事業者から「業務再委託承諾申出書」が市に提出され、市はそれを承諾している。この点について、清掃施設課担当者にヒアリングしたところ、再委託している内容は主な業務でなく、可燃ごみのサンプル作業のため現場に出入りするは受託事業者のみであるため再委託を承諾している旨回答を得た。しかし、再委託内容である「ごみ質分析」は仕様書に記載のある業務内容であり、概算再委託金額は3,135千円で金額ベースでは約2/3を再委託していることになる。これでは受託事業者が契約約款に即して業務を履行しているとは言い難いため、契約約款に基づいて適切に業務を履行するよう市から指導すべきである。

カ 搬入日計記録簿の効率化について【意見】

中央クリーンセンターの搬入日計記録簿を確認したところ、課長、副課長、係長及び係員2名の計5名が押印する様式であるところ、先に課長以外の4名の押印済の様式を事前に準備し、記録後に課長が確認して押印するという運用を行っていた。

搬入日計記録簿は、委託先から日次で報告される搬入件数合計及び手数料金額合計を日次で手書きにより転記し、月次で手集計を行い、日次の転記及び月次の手集計の結果について、課長以下5名の確認印の押印を行う書類である。

しかし、日次の搬入件数合計及び手数料については、システムから出力可能な搬入日報について、搬入日計記録簿と同じ職員が押印を行っており、同じ内容について、重複して確認を行っている状況である。

そのため、搬入件数合計及び手数料金額合計について、日次の手書きによる転

記や月次の手集計は事務手続きの効率性の観点から改善が必要であると考えられる。例えば、表計算ソフトによる集計を行い、月次で出力した一覧に課長が承認を行うなどの改善方法が考えられる。

また、「ごみ搬入月報」というシステム出力帳票があるが、当該資料で集計されるのは、件数と搬入量のみである。そこで、手数料金額についても集計されるようにシステム改修を行い、従来、手作業で集計されていた情報について、システム出力帳票を活用することも考えられる。

なお、八帖クリーンセンターの搬入日計録簿はエクセルで作成しているものの、同じページに日付ごとに同一人物が複数回押印する運用となっていた。効率化の観点から、同じページに1回の押印とするなどの様式の見直しが望まれる。

キ 一般廃棄物処分申出書のDX推進について【意見】

中央クリーンセンターに一般廃棄物を搬入する場合、一般廃棄物処分申出書（以下、「申出書」という。）を記入し、提出する必要がある。

提出された申出書は、委託先が日次で取りまとめ、申出書枚数と金額合計を記載した頭紙を添付して、清掃施設課に提出される。

清掃施設課では、申出書の枚数を数えて、頭紙に記載された枚数と一致していること、また、申出書1枚ごとに記載された手数料額を電卓で合計し、頭紙の金額と一致していることを確認している。

令和4年度に提出された申出書は、家庭系可燃ごみのだけで年間70,808枚、1日平均228枚となり、一番多い日で436枚提出されている。

申出書の紙での運用は、非効率であり、事務手続きの効率化の観点から、タブレットの配備を行うなどにより、アプリを活用した自動集計を可能とするなどの対応を検討することが望まれる。

ク ごみ処理手数料支払のDX推進について【意見】

ごみ処理手数料の支払方法は、現金のみである。清掃施設課担当者によると、キャッシュレス決済を可能とするように検討中であるとのことであった。市民の利便性向上の観点から、キャッシュレス決済として、クレジットカードや電子マネー等、複数の支払方法を可能とするよう、検討することが望まれる。

ケ ごみ持ち込みの受付時間について【意見】

中央クリーンセンターへのごみ持ち込みの際、事前予約は不要であり、お昼休み、土曜及び祝日（年末年始を除く）も受付を行っている。

市が、「岡崎市一般廃棄物処理基本計画」において、類団としている48都市のうち、焼却施設へごみを持ち込む際、事前予約等が必要な都市は、類団全体の約37.5%（18都市）である。

また、焼却施設へごみを持ち込む際の受付時間について、お昼休みはごみの受入を行っていない都市は、類団全体の約52.1%（25都市）、土曜日の受付を行っていない都市は、約29.2%（14都市）、祝日の受付を行っていない都市は、約41.7%（20都市）である。

中央クリーンセンターへのごみ持ち込みの受付時間について、委託料削減による経済性の観点から、類団を参考に、事前予約制や、お昼休み及び土曜日の受付の可否について、検討することが望まれる。

1 5 最終処分場施設整備業務【清掃施設課】

（1）監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

1 6 最終処分場管理運営業務【清掃施設課】

（1）監査の結果

ア 一般廃棄物処分申出書の記入漏れについて【指摘】

令和4年度の一般廃棄物処分申出書を確認したところ、種類の記載はあるが、数量・手数料単価・手数料額欄について空欄のものが発見された。担当課に確認したところ、受付担当者が計量時に数量、手数料単価及び手数料額欄の記載を失念していたものであり、担当課も記載漏れに気づき指導することを失念していたとのことであった。内容については、該当する計量表から最終的には確認できるものの、廃棄物の内容を明確にする一般廃棄物処分申出書の趣旨からすれば、漏れなく記載して申請が行われるべきである。

1.7 廃棄物再生利用施設管理運営業務【清掃施設課】

(1) 監査の結果

ア 特命随意契約による業務委託について【意見】

廃棄物再生利用施設点検整備業務は、随意契約により事業者と契約を締結し業務を委託している。随意契約とは、自治体が競争入札を実施せずに、特定の相手方を指定して契約できる方法を用いた契約形態である。ただし、随意契約は地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項各号に定める場合に限定して用いることができる契約方法である。

当該業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用した随意契約である（以下、「2号随契」という。）。2号随契は、契約内容の目的を達成できる者が契約相手以外に存在しないことから競争入札を実施できないことが適用の条件となっている。

特命随意契約の理由として、対象となる施設を整備した事業者によって点検を実施することが効率的かつ効果的であることは説明に難くない。しかし、それをもって「当該施設に係る技術的知識」が他の業者にないとは言えない。また、競争入札という手法をとらないことにより、契約額が高止まりする可能性も否定できない。この点については、中央クリーンセンターごみ処理施設点検整備業務でも同様の趣旨を意見として挙げたが、同業他社に技術的要件を満たすかどうか確認の上、参考見積りを徴収するなどして現状の委託料 7,370 千円の妥当性を検証することが望まれる。

1.8 ごみ焼却施設整備業務【清掃施設課】

(1) 監査の結果

ア ごみ焼却施設整備業務の事業指標の見直し【意見】

ごみ焼却施設整備業務の令和 5 年度事務事業評価表における定量指標は、ごみ焼却施設整備件数となっており、令和 4 年度は達成度 100%とされている。

当該指標は、八帖クリーンセンターの補修工事全体を 1 件として考えており、計画どおり実施したら達成できる指標となっており、事業の実施の有無を確認するだけの指標であると考えられる。そのため、事務事業評価の定量指標について、例えば目標値を個別施設計画の整備計画どおりに整備が行われているか否かを指標とするなどの見直しを行うことが望ましい。

イ 八帖クリーンセンター焼却炉の解体撤去費用の計画的な予算の確保と跡地利用について【意見】

八帖クリーンセンターの焼却炉のうち、2号炉については、平成23年度に施設の老朽化を受け稼働を停止しており、現在1号炉のみが稼働している状況である。また、し尿処理施設についても、一部未稼働となっている。

現在稼働中の1号炉についても、令和12年度に供用開始予定の広域ごみ処理施設に集約される予定である。

1号炉の稼働停止後、八帖クリーンセンターの跡地利用に際して、焼却施設を解体処理する場合、ダイオキシン類の飛散や作業員の暴露防止対策等に膨大な費用を要することになるため、解体撤去費用の計画的な予算の確保が望まれる。

1.9 ごみ焼却施設管理運営業務【清掃施設課】

(1) 監査の結果

ア 一者入札となった場合の対応について【意見】

八帖クリーンセンターのごみ焼却施設運転管理業務は、令和元年度に直営から委託に変更し、3年ごとに指名競争入札を行っている。

平成30年度と令和3年度に実施された指名競争入札の結果は、2回とも同一の1社による入札であり、他指名業者は辞退している。

入札とは、より有利な条件を提示した者を優先して契約を行う制度である。今後、物価高の影響で、予定価格の上昇が見込まれる中、契約・購入の財源に市民の税金が含まれていることを勘案すると、複数業者によって活発な入札となることが望まれる。

そのため、一者入札となった場合には、辞退理由の確認を実施する等、その原因を分析し、今後同様の入札を行う場合に、複数業者の入札となるように努力されることが望まれる。

イ 再委託承諾申出書の未提出について【指摘】

岡崎市保守点検等委託契約約款第5条第2項において、業務の一部又は再委託を行う際は、発注者の承諾が必要であり、市では「再委託承諾申出書」について

委託業者から提出を求めている。

令和4年度に、市は処理施設点検整備業務の契約締結を行っている。委託業者は、業務の一部について再委託を行っているが、再委託承諾申出書の提出を求めているなかった。担当者に確認したところ、再委託承諾申出書の提出が必要な場合は工事契約のみと認識しており、今回のような点検整備委託業務では不要であると認識していたとのことであった。

八帖クリーンセンターごみ処理施設点検整備業務の委託料総額に占める再委託金額合計の割合は50%を超えている。

再委託承諾申出書が提出されない場合、契約した業務の一部が望ましくない業者へ再委託されるリスクや、契約履行について業者の責任が曖昧になるリスクがある。そのため、市は再委託先、再委託業務の内容、金額や理由を把握する必要があり、市でも再委託承諾申出書の提出が必須となっているものである。

今後は、委託契約においてどのような契約内容であっても、再委託がある場合は、再委託承諾申出書の提出を業者に徹底させるべきである。

ウ 委託先からの業務報告書内容の確認について【意見】

市では、業務を委託する場合、委託業者に業務報告書の提出を求めている。今回「ごみ処理施設前期点検整備業務」において、再委託先から提出された報告書の一部が印刷ミスにより文章が途切れている部分があった。委託先から提出される業務報告書は、業務の実施内容について報告されている重要な報告書である。今後は提出された際に、報告書の内容を確認することが望まれる。

20 し尿処理業務【清掃施設課】

(1) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

21 し尿処理施設整備業務【清掃施設課】

(1) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

2.2 現場視察

(1) 監査の結果

ア 八帖クリーンセンターにおける不要な試験・研究用機器の廃棄について【指摘】

八帖クリーンセンターにおいて備品一覧と現物の照合を実施したところ、試験・研究用機器1件が現在使用されておらず、水質試験室ではなく、換気機械室で保管されていることが判明した。

清掃施設課担当者に確認したところ、当該機器は、令和4年1月に旧機器が故障し新機器を購入した際、旧機器の廃棄費用の確保ができなかったため、廃棄せず、換気機械室で保管しているとのことであった。

不要となった機器については、適時に廃棄し、備品一覧において除却処理をすべきである。

なお、担当者によると、当該旧機器について、令和5年11月に備品一覧から除却処理したとのことである。

また、水質試験室には、備品一覧に記載はなく、現在は使用されていない機器が廃棄されないまま残されていた。これらの不要機器についても、廃棄することが望まれる。

イ 八帖クリーンセンターの水質試験室における薬品管理について【指摘】

八帖クリーンセンターの水質試験室では、毒物、劇物及び危険物等が薬品保管エリア内の施錠できる薬品保管棚及びエリア外の施錠していない冷蔵庫内で保管されていた。

毒物及び劇物の取扱については、毒物及び劇物取締法第11条第1項において、「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」とされており、具体的に定めた「毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日）薬発第313号」には、「毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、かぎをかける設備等のある堅固な

施設とすること。」と記載されている。

薬品保管エリア外の施錠していない冷蔵庫内で保管されている劇物及び危険物のうち、少なくとも、劇物については、施錠できる設備で保管する必要がある。

なお、一般廃棄物最終処分場では、薬品を保管する冷蔵庫にチェーンロックを掛けて対応されていたため、参考にされたい。

ウ 八帖クリーンセンターの水質試験室以外における薬品管理について【指摘】

八帖クリーンセンターでは、水質試験室以外でも劇物及び危険物等に該当する薬品を管理しており、職員が「薬品在庫、使用量確認表」を使用し、使用量と在庫量を記録している。「薬品在庫、使用量確認表」を確認したところ、使用量と在庫量が鉛筆書きで作成されていた。薬品を適切に管理するにあたり、鉛筆書きという後から修正可能な方法での記録は、不適切であると考えられる。

なお、薬品の中には、発がん性のある薬品が含まれており、「労働安全衛生法施行令」の一部改正により、令和5年4月1日から「労働者のがん原性物質を取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録し、30年間保存しなければならない。」こととされている。

薬品の適切な管理の為、「薬品在庫、使用量確認表」については、鉛筆書きではなく、ペン書きとするなど、後から修正できない方法で記録する必要がある。

エ 八帖クリーンセンターの消耗品在庫管理表の未更新について【意見】

水質試験室で使用する消耗品の管理表について、令和3年3月以降、更新されないまま壁に添付されていた。

消耗品については、「岡崎市物品管理規則」第7条第2項において、「その目的又は用途に応じて適正かつ効率的に取得し、管理し、又は処分しなければならない。」と定められているものの、管理簿の作成が必須とされているわけではない。

しかし、管理上、消耗品在庫の数量や、使用の可否について、最低年に1度程度確認することが望まれる。

オ リサイクルプラザに設置されている公衆電話について【意見】

清掃施設課の令和4年度の現金出納簿を確認したところ、私用電話代収入が年

間 130 円記録されていた。これは、リサイクルプラザでは一部の携帯電話会社の電波以外通じないことから、技能業務職員が私用電話をする際に利用する公衆電話の利用料金である。

公衆電話を設置している以上、少額であっても収入を管理する手間が発生してしまう。また、年間数百円の利用しかない公衆電話の必要性は低いと考えられる。そのため、事務手続の効率性の観点から、別途目的も勘案した上で、リサイクルプラザの公衆電話の撤去を検討することが望まれる。

カ 北部一般廃棄物最終処分場の備品一覧の更新漏れについて【指摘】

北部一般廃棄物最終処分場において備品一覧と現物の照合を実施したところ、計測機器 1 点が老朽化による使用不可のため、令和 3 年 3 月 22 日から更新後の機器を使用していることが判明した。

不要となり、廃棄した機器については、適時に備品一覧において除却処理をすべきである。

なお、担当者によると、当該旧機器について、令和 5 年 12 月に備品一覧から除却処理したとのことである。

キ 一般廃棄物最終処分場（才栗町）における薬品管理について【指摘】

才栗町の一般廃棄物最終処分場における薬品管理について、医薬用外劇物については、「才栗処理施設薬品数量確認表」によりその数量を管理している。

実際に確認表と現物の数量を照合したところ、確認表では開封済ボトルが 1 本、未開封ボトルが 2 本となっていたが、現物は開封済ボトル 4 本、未開封ボトル 2 本であり、確認表よりも開封済ボトルが 3 本多かった。

管理を任されている受託業者に確認したところ、令和 5 年 4 月から受託業者が交代となり、引継ぎ整理ができていなかったとのことであった。

確認表上の数量が過少になっている場合、薬品の盗難や紛失に気づけないことがあるため、薬品の在庫確認にあたっては 2 人 1 組で実施するなど適正な管理体制が望まれる。

なお、受託業者によると、「才栗処理施設薬品数量確認表」について、引継ぎ整理したとのことである。

ク 一般廃棄物最終処分場（才栗町）における備品の除却処理漏れについて

【指摘】

才栗町の一般廃棄物最終処分場において、備品一覧と現物の照合を実施したところ、計測機器1点が老朽化による使用不可のため、既に廃棄済みであった。当該廃棄済みの計測機器については、備品一覧上速やかに除却処理すべきである。

なお、担当者によると、当該旧機器について、令和5年12月に備品一覧から除却処理したとのことである。

ケ 一般廃棄物最終処分場（才栗町）における備品管理について **【意見】**

才栗町の一般廃棄物最終処分場で管理している酸素発生形循環式酸素呼吸器は、浸出水処理施設において、化学物質の漏洩事故や槽清掃時の酸欠事故等で職員が緊急対応する際に使用する目的で保管している備品である。

しかし、当該酸素呼吸器の使用状況を確認したところ、昭和61年に取得して以降使用実績はないと思われる旨の回答であった。また、使用方法についてヒアリングしたところ、詳細な方法について認識している職員がおらず、緊急時に正しく使用できると考えにくい状況であった。危機対応時に安全に使用できる保証もないため、製造メーカー等に問い合わせ、使用期限等を確認することが望ましい。

コ 一般廃棄物最終処分場（南大須町）の浸出水浄化施設の管理について **【意見】**

南大須町額田地区にある一般廃棄物最終処分場は、既に埋立の役割を終えており、現在は浸出水の浄化処理のみを行っている施設である。

当該最終処分場の浸出水浄化施設を現場視察したところ、浄化用の薬品タンク及び附属設備を囲うようなフェンス等は確認できなかった。当該施設は山中にあるため、人通りはほとんどないと思われるものの、浄化施設への異物混入の可能性など受託業者や市職員以外の者も出入りできる状況は望ましいものではないため、立入禁止の注意喚起をする看板やフェンス等を設置することが望ましい。

なお、担当者によると、当該浸出水浄化施設について、令和5年度中にフェンスで囲うとのことである。

2.3 ごみ処理手数料の改定

(1) 監査の結果

ア 定期的なごみ処理手数料の見直しと事業系ごみ処理手数料の設定について

【意見】

環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」（令和4年3月）では、有料化の制度評価と見直しを概ね5年に一度の頻度で行うこととされている。市の令和5年度のごみ処理手数料の改定は、前回平成23年度の改定以降12年ぶりの改定であるが、エネルギーコストが高騰している環境も踏まえて、今後は定期的にごみ処理手数料の見直しを行うことが望ましい。

また、事業所から出たごみ（一般廃棄物）を持ち込む場合のごみ処理手数料については、環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」（令和4年3月）では、「廃棄物処理法上、市町村は、当該市町村内における事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。そのため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。」とされていることから、今後、ごみ処理手数料の見直しを行う際には、ごみ処理原価全額を負担するような金額設定とすることを検討することが望ましい。

なお、家庭から出たごみ及び事業所から出たごみ（一般廃棄物）を持ち込む場合のごみ処理手数料改定では、焼却（中間処理）原価を基に計算されている。

焼却後の埋立処理量を2,059トン（※）と推定すると、埋立原価は40,113円／トン×2,059トン÷焼却処理量124,187トン＝665円となり、10kg当たり6.65円とである。

焼却原価259円に埋立原価6円を加算した265円がごみ処理原価であるという考え方もできるため、今後、ごみ処理手数料の見直しを行う際には、埋立原価を含めるか否かについても検討されたい。

※ 焼却後の埋立処理量＝令和4年度埋立量（6,592トン）－資源化施設からの搬入分（4,533トン（4,719トン－186トン））

イ 減価償却費の計算方法について【意見】

ごみ処理手数料の改定に使用した市の原価計算における減価償却費の算出方法について確認したところ、基本的には全都清方式を採用しているものの、一部について独自の基準を設けていた。令和3年度に市が行ったごみ処理原価計算に含まれる減価償却費と統一的な基準に基づく地方公会計の基礎資料として整備されている固定資産台帳に基づき監査人が試算した減価償却費を比較した結果、合計288,198千円の差額が生じていた。このうち、焼却にかかる減価償却費については、市の計算結果が監査人試算額よりも58,089千円過大となっていることから、ごみ焼却原価は、1トン当たり463円(58,089千円÷令和3年度処理量125,328トン)過大となっていることになる。当該差異が今回のごみ処理手数料の改定に与える影響は4.6円程度であり、今回のごみ処理手数料の改定に及ぼす影響は僅少であるが、今後のごみ処理手数料の改定にあたり、適切にごみ処理原価の把握は重要であることから、減価償却費の算出方法については、市独自の基準ではなく、統一的な基準に基づく地方公会計の基礎資料として整備している固定資産台帳を活用することにより、資産形成を伴うような工事費は統一的な基準に定める耐用年数に従って償却する方法が望ましい。

ウ 原価計算手法の更新の検討と原価計算結果の公表について【意見】

一般廃棄物会計基準に基づく書類の作成については、環境省から支援ツールが提供されていることから、原価計算の標準的な手法として一般廃棄物会計基準の導入を検討することが望ましい。

これまで、原価計算は廃棄物処理事業の管理・運営の目的や、手数料等を決定するための基礎資料として活用されてきた。そして、環境省が示す一般廃棄物会計基準では、「一般廃棄物の処理に関する事業のみを切り出して財務情報の管理及び情報公開を行うことは、事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者が事業の理解を得るために意義のあるもの」とされている。原価計算結果について、手数料等の決定や改定時の利用に限らず、一般廃棄物の処理に係る事業運営に対する理解を促すために継続して情報を公開することを検討されたい。